

平成 29 年度
愛知県鳥獣保護区等位置図説明書

【狩猟期間

1 1 月 1 5 日 から 2 月 1 5 日 まで



【狩猟期間の延長

1 1 月 1 5 日 から 3 月 1 5 日 まで

愛知県では、ニホンジカとイノシシの狩猟期間を特定の区域内で延長しています。
ニホンジカとイノシシの狩猟を延長期間（2月16日～3月15日）に行う場合は、必ず市町村を確認してください。

ニホンジカ 【  】 9 市町村

豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

イノシシ 【  、  】 1 4 市町村

豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、新城市、田原市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

※ニホンジカの区域に、瀬戸市、春日井市、犬山市、田原市、幸田町を加えた区域です。

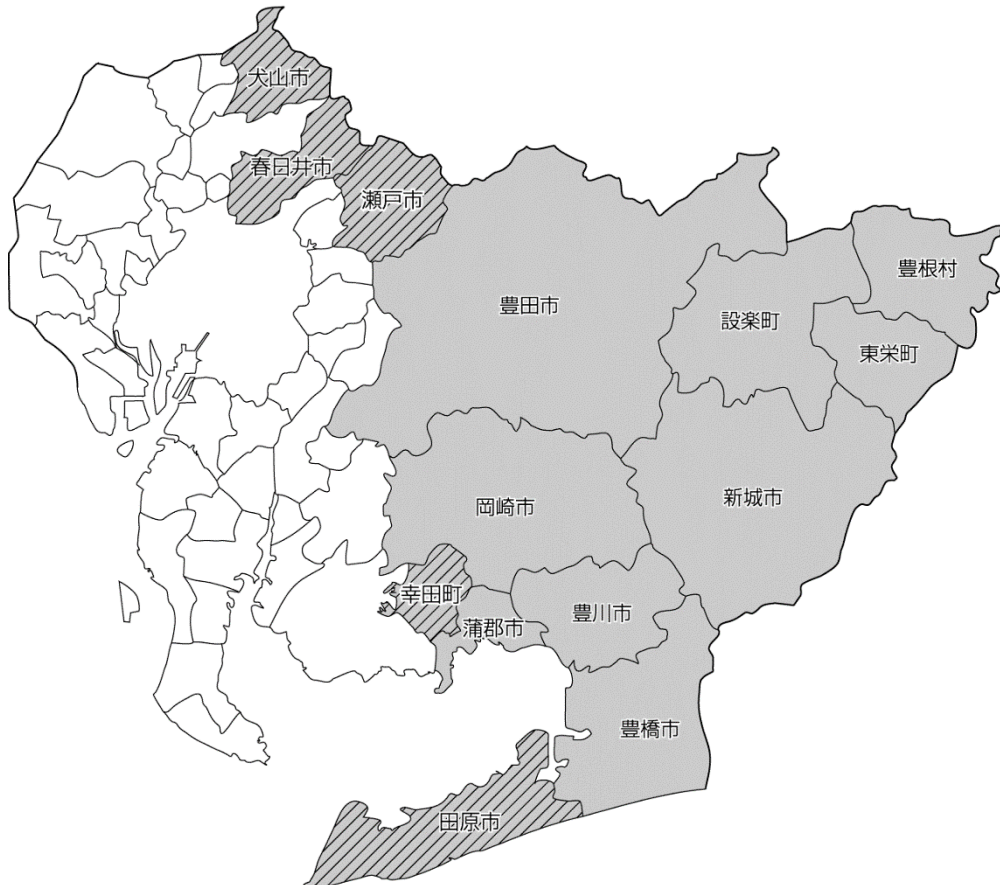


図 狩猟期間の延長区域について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の 主な改正点について

平成29年9月15日に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）が改正されました。主な改正点はつぎのとおりですので、狩猟を行う際は法令遵守に努めてください。

■ 狩猟鳥獣の指定の見直し（規則第3条、別表第2）

チョウセンイタチが雌雄ともに狩猟鳥獣となります。

改正後	改正前
チョウセンイタチ	チョウセンイタチ（オスに限る）

■ 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第10条第2項）

ニホンジカの日当たりの捕獲等の数の制限が解除されました。このため、一日に2頭以上のニホンジカを捕獲することができます。

改正後	改正前
（削除）	捕獲等の数の日当たりの上限は一頭

■ 対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し（規則第10条第3項第12号）

「弓矢」を「矢」と改正し、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウの規制が明確化されます。

改正後	改正前
矢を使用する方法	弓矢を使用する方法

鳥獣保護区 * 位置図の赤色で示された区域

鳥獣保護区（県指定 67 か所 25,276ha 国指定 1 か所 770ha 計 68 か所 26,046ha）

鳥獣保護区特別保護地区（県指定 4 か所 439ha 国指定 1 か所 323ha 計 5 か所 762ha）

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
1	闇苅	昭 58 県告示第 951 号 改正平 25.10.29 県告示第 510 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		岡崎市石原町字牧原地内、県道岡崎清岳線から闇苅国有林入り口を起点とし、同所から字闇苅 86 の 1 と 88 の筆界の尾根に沿って東方に進み、同市と新城市との境界に至り、同所から同境界に沿って東南方に進み、本宮山山頂に至り、同所から岡崎市と豊川市の境界に沿って西方に 800m 進み、同所から国有林と民有林との境界に沿って西北方に進み、起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 430ha）	
2	段戸裏谷	昭 58 県告示第 951 号 改正平 25.10.29 県告示第 510 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		北設楽郡設楽町所在国有林段戸事業区、40 林班から 44 林班までの区域（面積約 152ha）	
3	定光寺	昭 57 県告示第 1073 号 改正平 24.10.30 県告示第 635 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		瀬戸市定光寺町地内の県道名古屋多治見線（通称愛岐道路）と県道下半田川春日井線との交点を起点として、県道下半田川春日井線を北東へ約 4,000m 進み市道余床下半田川線に達し、同市道を南へ約 1,950m 進み県道上半田川名古屋線に達し、同県道を南西へ約 4,600m 進み市道水北上水野線に達し、同市道を南へ約 500m 進み市道穴内田線に達し、同市道を西へ約 2,400m 進み内田町地内で水野川にかかる荏坪橋を渡り一般国道 155 号に達し、同国道を北西へ約 350m 進み市道十軒家中線に達し、同市道を南西へ約 250m 進み市道参詣線に達し、同市道を西へ約 450m 進み更に西へ約 450m 進み瀬戸市と名古屋市の境界に達し、同境界を北へ約 600m 進み一般国道 155 号に達し、同国道を北東へ約 600m 進み県道名古屋多治見線（通称愛岐道路）に達し、同県道を北東へ約 3,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 1,300ha）	
4	森林公園	昭 37 県告示第 714 号 改正平 24.10.30 県告示第 634 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		尾張旭市印場元町地内の県道篠木尾張旭線と名古屋鉄道瀬戸線との交点を起点として、同県道を北へ約 1,200m 進み県道松本名古屋線に達し、同県道を北東へ約 2,700m 進み長戸橋に達し、同橋の北詰から川堤東原炭炭線終点と県道春日井長久手線との交点を結ぶ線を北東へ約 1,100m 進み、同県道を南東へ約 300m 進み市道大溜三郷線に達し、同市道を北へ約 200m 進みカケヒ池北の水路に達し、同水路を東へ約 900m 進み大村池西端にて市道森林公園 2 号線に達し、同市道を東へ約 300m 進み市道森林公園 1 号線に達し、同市道を北へ約 500m 進み市道大溜水野線に達し、同市道を東へ約 600m 進み名古屋市と瀬戸市の境界に達し、同境界を東ないし南へ約 1,000m 進み瀬戸市と尾張旭市の境界に達し、同境界を南へ約 4,300m 進み名古屋鉄道瀬戸線に達し、同鉄道を西へ約 5,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 1,290ha）内特別保護地区約 165ha。	
5	東山公園	昭 41 県告示第 296 号 改正平 28.10.28 県告示第 445 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		名古屋市天白区天白町大字植田地内の国道 153 号の植田川にかかる植田橋の西詰を起点として、同国道を北西へ約 300m 進み市道植田 2 号線に達し、同市道を北へ約 90m 進み市道八事 60 号線に接続し、同市道を北へ約 450m 進み都市計画公園東山公園区域の南端に達し、同公園区域境界の西辺に沿っておおむね北へ進み県道名古屋長久手線に達し、同県道を東へ約 630m 進み、同所から転じて都市計画公園東山公園区域の境界に沿って南東ないし南へ進み名東区植園町地内で市道猪高西山第 2 号線に達し、同市道を東へ約 830m 進み市道東山公園線に達し、同市道を南東へ約 60m 進み植田川右岸堤防に達し、同堤防を南西へ進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 350ha）	
6	牧野ヶ池緑地	昭 45 県告示第 151 号 改正平 21.10.30 県告示第 706 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		牧野ヶ池緑地一円の区域（名古屋市名東区猪高町大字高針および天白区天白町大字植田地内）（面積約 150ha）	
7	和合	昭 37 県告示第 627 号 改正平 24.10.30 県告示第 633 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		名古屋市天白区平針地内の県道名古屋豊田線と県道名古屋岡崎線との交点を起点として、県道名古屋豊田線を東へ約 650m 進み市道赤池浅田 1 号線に達し、同市道を東へ約 260m 進み市道赤池駅前線に達し、同市道を南へ約 140m 進み市道赤池 37 号線に達し、同市道を東へ約 300m 進み、一般国道 153 号に達し、同国道を南東へ約 2,500m 進み県道和合豊田線に達し、同県道を南東へ約 450m 進み町道合春木線との交点に達し、同地点から愛知用水幹線（和合第 2 サイホン）を西へ約 1,800m 進み県道諸輪名古屋線に達し、同県道を北西へ 300m 進み県道名古屋岡崎線に達し、同県道を北西へ約 2,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積 252ha）	
8	大高緑地	昭 44 県告示第 93 号 改正平 20.10.31 県告示第 596 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		名古屋市緑区大高町地内の大高緑地の区域（昭和 38 年 3 月 23 日付け名古屋都市計画緑化事業第 11 号大高緑地の事業計画変更認可の区域）（面積約 98ha）	
9	鵜の山	昭 29 県告示第 549 号 改正平 26.10.31 県告示第 537 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		知多郡美浜町大字上野間字曾山、字下矢田、字大脇、字明星谷、字畦大名、字奥熊高、字中熊高、字熊高口、字曾木廻間、字上矢田、字曾力、字西五入道、字東五入道、字茶之木、字中新田、字大新田、字西寸田、字東寸田、字堂前、字笹根、字石坂及び字東平井、大字奥田字十二谷、字込水、字新入道、字滝谷、字中平井、字石坂平井、字新入道平井及び滝谷平井、大字布土字坊之奥並びに大字北方字吉田流、字尾木毛、字井柳及び十二谷の区域（面積約 331ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
10	三ヶ峯	昭 62 県告示第 239 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		みよし市黒笹地内の県道米野木筋生線と市道黒笹三好ヶ丘線と市道黒笹線との交点を起点として、市道黒笹線を北へ約 520m 進み市道黒笹三本木線に達し、同市道を北西へ約 480m 進み日進市とみよし市との境界に達し、同境界を北西へ約 640m 更に北東へ約 1,380m 進み日進市と豊田市との境界に達し、同境界を北東へ約 300m 進み主要地方道名古屋豊田線に達し、同主要地方道を東へ約 1,400m 進み豊田市田代町地内で市道西川境川線との交点に達し、同市道を南へ約 1,500m 進み市道三好丘伊保線（みよし市と豊田市との境界）に達し、同市道を南へ約 380m 進み主要地方道豊田知立線に達し、同主要地方道を南へ約 140m 進み市道黒笹三好ヶ丘線に達し、同市道を西へ約 1,490m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 340ha）	
11	高岡	昭 43 県告示第 185 号 改正平 20.10.31 県告示第 594 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		豊田市高丘新町天王 1,1-2 から 1-5 まで,62 から 64 まで,65-1 から 68-1 まで,71,74-1,82,83-1,90-1 から 92-1 まで,93 から 95 まで,95-1,96-1,97,99-1,100,105 から 125 まで,127,128,134,135,136-1,137,138-1,139 から 141 まで,142-1,143,144,162,163,164-1,164-2,168,172-1,172-2,173,181,182,184,186,189,190,193 及び生駒町立入 30-11 の全 77 筆の区域（面積約 37ha）	
12	猿投	昭 63 県告示第 237 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊田市越戸町地内の一般国道 153 号と主要地方道豊田明智線との交点を起点として、同主要地方道を北へ約 2,100 m 進み市道福田山屋敷線との三差路に達し、更に同主要地方道を北東へ約 3,700m 進み県道北一色東広瀬線に達し、同県道を南へ約 300m 進み県道島崎豊田線に達し、同県道を南西へ約 2,400m 進み市道旧国道 153 号線との分岐点に達し、同市道を南西へ約 200m 進み一般国道 153 号に達し、同国道を南西へ約 2,500m 進み県道細川豊田線との分岐点に達し、更に同国道を西へ約 150m 進み平戸橋を経て起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 322ha）	
13	小原中学校	昭 62 県告示第 238 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊田市鍛冶屋敷町舟ヶ沢地内の舟ヶ沢国有林 1164 林班い小班の区域（約 10ha）	
14	足助	昭 62 県告示第 239 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊田市足助町地内の一般国道 420 号と市道足助宮町小原線との交点を起点として、同国道を東へ約 650m 進み県道小渡明川線との分岐点に達し、同県道を北東へ約 900m 進み今朝平橋の南詰に達し、同所から真弓山頂を見通す線を約 400m 進み同山頂の歩道に達し、同歩道を南西へ約 400m 進み市道足助綾渡怒田沢線に達し、同市道を南南東へ約 1,500m 進み市道足助安東京山ヶ谷室口線に達し、同市道を南西へ約 1,500m 進み東海自然歩道に達し、同歩道を西へ約 200m 進み一般国道 420 号に達し、同国道を北へ約 50m 進み県道大沼足助線に達し、同県道を南西へ約 30 m 進み市道足助川端沢ノ堂線（川端橋南詰）に達し、同市道を北西へ約 250m 進み送水開渠に達し、同開渠を北西へ進み同開渠の終点に達し、同所から同市東川端町平附及び峰ノ洞、岩神町茨谷並びに籠林町京良平及び三斗蒔と同市東川端町水戸、岩神町七升蒔、平五田及び重松並びに籠林町本郷とを分ける尾根を北西へ約 2,100m 進み県道足助下山線に達し、同県道を北東へ約 750m 進み市道足助宮町小原線に達し、同市道を北東へ約 550m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 328ha）内特別保護地区約 35ha。	
15	滝脇小学校	昭 62 県告示第 238 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊田市滝脇町切石洞 9 番地,18 の 1 番地,18 の 2 番地,19 の 2 番地,20 の 1 番地,20 の 2 番地及び 22 番地の区域（豊田市立滝脇小学校の校庭及び校舎敷地を含む。）（面積約 2ha）	
16	岡崎	昭 43 県告示第 185 号 改正平 20.10.31 県告示第 594 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		岡崎市福岡町高須地内の県道安城幸田線と県道岡崎碧南線との交点を起点として、県道安城幸田線を北西へ約 6,000m 進み安城市河野町地内で県道岡崎西尾線に達し、同県道を北東へ約 1,300m 進み岡崎市昭和町地内で県道岡崎環状線に達し、同県道を北へ約 4,750m 進み同市橋目町地内で市道東山東河原線に達し、同市道を北へ約 650m 進み同市北野町地内で県道駕鴨安城線に達し、同県道を北へ約 500m 進み岡崎市と豊田市との境界に達し、同境界を北へ約 4,200m 進み高速自動車国道東海自動車道（東名高速道路）に達し、同国道を南東へ約 11,300m 進み岡崎市保母町地内で市道美合小美線に達し、同市道を西へ約 2,200m 進み一般国道 1 号に達し、同国道を南東へ約 1,500m 進み市道藤川北荒古 6 号線に達し、同市道を南東へ約 500m 進み県道市場福岡線に達し、同県道を南西へ約 6,000m 進み同市福岡町地内で県道岡崎碧南線に達し、同県道を南西へ約 500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 6,450ha）	
17	西浦小学校	昭 62 県告示第 239 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		蒲郡市西浦町と同市形原町との境界と海岸線（海岸線は干潮時の汀線とし、防波堤は鳥獣保護区の区域に含むものとする。以下同じ。）との交点を起点として、同海岸線をおおむね南へ約 5,300m 進み御前崎に達し、更に同海岸線をおおむね西へ約 900m 進み橋田鼻灯台の前に達し、更に同海岸線をおおむね北へ約 4,500m 進み知柄魚港北防波堤基部の北約 30m の勘七川の河口に達し、同川を北東へ約 130m 進み県道深溝西浦線に達し、同県道を北へ約 1,000m 進み同市西浦町と同市形原町との境界に達し、同境界をおおむね東へ約 800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 260ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
18	小牧山	昭 41 県告示第 632 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		小牧市小牧地内の県道小牧春日井線と合瀬川左岸との交点を起点として、同県道を西へ約 650m 進み市道間々本町 17 号線に達し、同市道を北へ約 350m 進み一般国道 155 号（間々観音前）に達し、同国道を東へ約 600m 進み小牧警察署前交差点を右折し合瀬川に架かる山北橋に達し、同橋詰から同川左岸を南へ約 300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 22ha）	
19	下山中学校	昭 53 県告示第 1141 号 改正平 20.10.31 県告示第 597 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		豊田市大沼町地内の県道足助下山線と市道下山大官屋敷松本線との交点を起点として、同市道を北西へ約 800m 進み同町広畑と同町乗越との境界に達し、同所から尾根に沿って北東へ約 600m 進み市道下山越田和トトメキ線に達し、同市道を南東へ約 500m 進み県道足助下山線に達し、同県道を南へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 36ha）	
20	宮崎小学校	昭 62 県告示第 239 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岡崎市立宮崎小学校の北に隣接した岡崎市石原町字古城 3 番地、7 番地、8 番地、37 番地、38 番地の 2,39 番地、39 番地の 2,55 番地の 1,55 番地の 2,55 番地の 3,56 番地の 1,56 番地の 2,56 番地の 3,57 番地の 1,57 番地の 2,57 番地の 3,57 番地の 4,57 番地の 5 及び 60 番地並びに字市場 67 番地、68 番地、69 番地、70 番地、98 番地、99 番地、100 番地、101 番地、102 番地、105 番地及び 106 番地の区域（面積約 5ha）	
21	音羽中学校	昭 41 県告示第 296 号 改正平 28.10.28 県告示第 445 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		豊川市萩町萩沢奥 28 の 1 全域。（面積約 60ha）（萩町の区域のうちおおむね同町と豊川市財賀町との境界線上の観音山（411m）と岡崎市大代町との境界線上の標高 322m の地点とを結んだ線より以北の部分）	
22	葦毛	昭 57 県告示第 1073 号 改正平 24.10.30 県告示第 635 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		豊橋市飯村町地内の市道飯村町・大岩町 80 号線と市道飯村町 16 号線との交点を起点として、市道飯村町・大岩町 80 号線を北へ約 600m 進み県道東三河環状線に達し、同県道を北へ約 260m 進み岩田大橋に達し、同所から農道及び市道岩田町 18 号線を東ないし南へ約 1,000m 進み市道飯村町・多米中町 5 号線に達し、同市道を東へ約 70m 進み市道岩田町 23 号線に達し、同市道を北へ約 250m 進み市道岩田町 28 号線に達し、同市道を東へ約 60m 進み市道岩田町 30 号線に達し、同市道を北ないし西へ約 20m 進み下利兵橋に達し、同所から市道岩崎町 5 号線をおおむね北東へ約 400m 進み市道飯村町・多米中町 5 号線に達し、同市道を北へ約 520m 進み鞍掛橋に達し、同所から市道多米町 41 号線を南東ないし東へ約 300m 進み市道多米中町・岩崎町 41 号線に達し、同市道を南へ約 90m 進み森下橋に達し、同所から市道岩崎町 1 号線を渡り尾根に沿って南へ約 700m 進み豊橋国有林との境界に達し、同境界をおおむね南ないし西へ約 2,300m 進み高山霊園に達し、同霊園と国有林との境界を南へ約 290m 進み更に西へ約 350m 進み市道飯村町 16 号線に達し、同市道を西へ約 780m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 158ha）	
23	一宮中学校	昭 44 県告示第 93 号 改正平 20.10.31 県告示第 596 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		豊川市一宮町地内の東海旅客鉄道飯田線と市道上長山一宮線との交点を起点として、同市道を北へ約 1,800m 進み県道豊川新城線に達し、同県道を北東へ約 400m 進み市道上新屋東水神平線に達し、同市道を南東へ約 1,400m 進み市道東原西水神平線に達し、同市道を東へ約 100m 進み市道西水神平 4 号線に達し、同市道を北東へ約 100m 進み市道手取西水神平線に達し、同市道を南へ約 20m 進み東海旅客鉄道飯田線に達し、同鉄道を北東へ約 300m 進み長良女川に達し、同川を南東へ約 200m 進み一般国道 151 号に達し、同国道を南西へ約 600m 進み県道豊橋一宮線に達し、同県道を南へ約 1,000m 進み県道一宮石巻萩平線に達し、同県道を北西へ約 700m 進み市道一宮豊 10 号線に達し、同市道を北へ約 200m 進み東海旅客鉄道飯田線に達し、同鉄道を南西へ約 500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 172ha）	
24	岩古谷山	昭 44 県告示第 93 号 改正平 20.10.31 県告示第 596 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		北設楽郡設楽町大字荒尾字岩古谷の区域（面積約 15ha）	
25	西知生	昭 41 県告示第 296 号 改正平 28.10.28 県告示第 445 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		北設楽郡設楽町八橋地内県道設楽根羽線豊鉄バス谷合停留所東側の町道谷合知生線の谷合橋を渡り知生川に沿って北へ約 1,000m 進み開拓橋の北詰に達し、同橋詰から開拓林道を北へ約 200m 進んだ地点を起点として、沢に沿って北東へ約 50m 進み、尾根に沿って北西へ約 200m 登り、更に同地点から北東へ約 150m 登り峰に達し、同峰から南東へ約 250m 下り開拓林道に達し、同所から東へ約 150m 登り、更に同地点から尾根に沿って南西へ約 350m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（約 7ha）	
26	鳳来湖	昭 41 県告示第 296 号 改正平 28.10.28 県告示第 445 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		新城市川合地内の宇連ダムえん堤を起点として、同所から鳳来湖右岸を北西へ約 6,000m 進み新城市と北設楽郡との境界に達し、同境界を北へ約 5,000m 進み、更に南東へ約 4,500m 進み新城市池場界（旧大字界）に達し、同境界を南へ約 2,000m 進みひょうたん沢に達し、同沢を約 1,000m 下りさじきを通り左ひょうたん沢に達し、同沢を約 800m 上り尾根に達し、同所からハイキングコースを南西へ約 300m 進み下沢に達し、同沢を南へ約 1,300m 下り県道振草三河川合停車場線に達し、同県道を西へ約 500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 1,600ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
27	大津谷	昭 41 県告示第 296 号 改正平 28.10.28 県告示第 445 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		新城市地内の愛知県鳳来寺県有林及び愛知県民の森の区域全域（面積約 1,021ha）内特別保護地区 163ha。	
28	鳳来寺山	昭 62 県告示第 239 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		名勝及天然記念物「鳳来寺山」（昭和 6 年文部省告示第 275 号）指定地の区域（新城市門谷字鳳来寺 1 番地,2 番地,3 番地,4 番地,5 番地,6 番地及び 8 番地の 2 の区域）（面積約 125ha）	
29	三河湾	昭 62 県告示第 238 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		知多郡南知多町羽豆岬（昭和 41 年 9 月 2 日現在の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による天然記念物指定地の区域）並びに蒲郡市,田原市,西尾市及び知多郡南知多町の区域に属する三河湾内の島しよ及び島しよに附属する岩礁並びに独立岩礁（以下「島しよ等」という。）であつて,いずれも内陸部海岸に接続する場合を除いては,干潮時の海岸線（汀線）によつて囲まれる部分（干潮時に海面上に出現する部分）の全ての区域。ただし,干潮時に島しよ等が内陸部海岸に接続する場合は,満潮時の当該島しよ等に対応する内陸部海岸の満潮時の汀線に対して当該地域における海岸の干満の差の距離をとつて当該島しよ等の側に平行に引いた線をもつて内陸部海岸と島しよ等との境界とする。（面積約 399ha）	
30	三河南部	昭 43 県告示第 185 号 改正平 20.10.31 県告示第 594 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		幡豆郡吉良町地内の一般国道 247 号と県道富好新田宮崎鳥羽線との交点を起点として,同国道を東へ約 2,400m 進み町道 247 号線に達し,同町道を東へ約 3,300m 進み県道東幡豆蒲郡線に達し,同県道を東北東へ約 700m 進み町道 411 号線に達し,同町道を北東へ約 800m 進み一般国道 247 号に達し,同国道を東へ約 1,300m 進み蒲郡市と幡豆町との境界に達し,同境界を南へ約 1,500m 進み海岸線（干潮時の汀線）に達し,同海岸線を西へ約 12,000m 進み吉良町地内で町道保定 183 号線と県道富好新田宮崎鳥羽線との交点に達し,同県道を北へ約 1,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし,三河湾鳥獣保護区の区域を除く。（面積約 720ha）	
31	伊良湖	昭 62 県告示第 238 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		田原市亀山町地内の一般国道 259 号と県道堀切中山線との交点を起点として,同県道を南へ約 2,600m 進み同市堀切町地内で市道除地和名池線に達し,同所から真南へ約 350m 進み太平洋海岸（海岸部の区域界は,干潮時の汀線とする。以下同じ。）に達し,同海岸を西へ約 5,000m 進み伊良湖岬に達し,同所から伊勢湾海岸を北東へ約 11,000m 進み立馬崎に達し,同所から渥美湾海岸及び大湊洲の北岸を東へ約 4,000m 進み福江漁港の北に位置する同洲の東端に達し,同所から同洲の南岸を西へ約 1,800m 進み防波堤に達し（以上の渥美湾海岸と大湊洲の北岸とを結ぶ線及び同洲の北岸を進み同洲の南岸を戻つて防波堤に達するまでの線に囲まれた海域は,鳥獣保護区の区域に含まれるものとする。),同防波堤を南ないし南西へ約 600m 進み県道小中山保美線に達し,同県道を北西へ約 750m 進み県道小中山伊良湖線に達し,同県道を南西へ約 5,800m 進み市道亀山西山線に達し,同市道を南東へ約 800m 進み一般国道 259 号に達し,同国道を北東へ約 1,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 2,200ha）	
32	弥富	昭 47 県告示第 883 号 改正平 24.10.30 県告示第 638 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		弥富市操出地内の海岸堤防と通称鍋田干拓地中央幹線排水路との交点を起点として,海岸堤防を南東へ約 1,900m 進み同市東末広地内で鍋田干拓海岸堤防（東堤）に達し,同海岸堤防（東堤）を南西へ約 2,400m 進み鍋田干拓八穂樋門に達し,同所から通称鍋田干拓地中央幹線排水路の東岸を北へ約 2,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 216ha）	
33	小牧	昭 41 県告示第 296 号 改正平 28.10.28 県告示第 445 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		小牧市内の県道明智小牧線と大字野口,大字大山の大字界との交点を起点として,同県道を東へ約 2,000m 進み春日井市との境界に達し,同境界を北へ約 1,300m 進み眼鏡池北東端の主要地方道春日井犬山線に達し,同主要地方道を北西へ約 1,600m 進み犬山市との境界に達し,同境界を南西へ約 700m 進み大字野口と大字大山との大字界に達し,同大字界を南へ約 2,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 315ha）	
34	今井小学校	昭 44 県告示第 93 号 改正平 20.10.31 県告示第 596 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		犬山市岩穴洞地内の県道長洞犬山線と県道春日井犬山線との交点を起点として,県道春日井犬山線を北西へ約 2,000m 進み市道犬山今井中線に達し,同市道を東へ約 1,900m 進み市道今井 21 号線に達し,同市道を南へ約 350m 進み県道長洞犬山線に達し,同県道を南へ約 450m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 72ha）	
35	大曾公園	昭 48 県告示第 1016 号 改正平 25.10.29 県告示第 512 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		半田市大湯町地内の市道板山 79 号線と市道板山 33 号線との交点を起点として,市道板山 33 号線を南南西へ約 140m 進み,市道大湯板山 3 号線に達し,同市道を南西へ約 730m 進み,市道大湯板山 2 号線に達し,同市道を南西へ約 150m 進み,半田市と常滑市との境界に達し,同所から同市道に接続する農道を南西へ約 1,100m 進み,常滑市宇新池 37-128 に達し,同所から常滑市道 2429 号線を北東へ約 900m 進み,市道 2-115 中大流大曾線に達し,同市道及び市道 2443 号線を東方へ約 1,000m 進み,常滑市と半田市との境界に達し,同所から半田市道板山 20 号線を東北東へ約 120m 進み,市道板山 21 号線に達し,同市道を北東へ約 170m 進み,市道板山 79 号線に達し,同市道を東南東へ約 330m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 89ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
36	岡崎東部	昭 48 県告示第 1016 号 改正平 25.10.29 県告示第 512 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		岡崎市桑谷町地内の県道生平幸田線と市道桑谷蒲郡線との交点を起点として、同県道を東ないし北東へ約 2,800m 進み、同市舞木町地内で一般国道 1 号に達し、同国道を南東へ約 2,700m 進み、同市本宿町地内で一般国道 473 号に達し、同国道を南ないし南西へ約 3,600m 進み、県道 525 号線に達し、同県道を西へ約 2,000m 進み、岡崎市と蒲郡市との境界に達し、同境界を更に西へ約 2,000m 進み、作業道に達し、同作業道を北へ約 1,200m 進み、市道桑谷 7 号線に達し、同市道を北東へ約 1,000m 進み、市道桑谷蒲郡線に達し、同市道を北へ約 1,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 1,110ha）	
37	大平田	昭 48 県告示第 1016 号 改正平 25.10.29 県告示第 512 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		岡崎市切山町字水別地内の一般国道 301 号線と県道切山夏山線との交点を起点として、同国道を南東へ約 300m 進み、岡崎市と新城市との境界に達し、同境界を南東へ約 3,000m 更に南西へ約 1,100m 進み、市道千万町巴山線に達し、同市道を西へ約 700m 進み、県道切山夏山線に達し、同県道を北西へ約 1,200m 進み、岡崎市千万町字大平田地内で林道大平田線に達し、同市道を北へ約 600m 進み、県道切山夏山線に達し、同県道を北へ約 1,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 140ha）	
38	額田西部	昭 49 県告示第 899 号 改正平 26.10.31 県告示第 536 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		岡崎市檜山町地内の一般国道 473 号と県道清岳岡崎線との交点を起点として同国道を北へ約 900m 進み同市夏山地内で作業道に達し、同作業道を南東へ約 700m 進み市道西原片寄線に達し、同市道を南へ約 600m 進み県道清岳岡崎線に達し、同県道を西へ約 900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 50ha）	
39	半田	昭 49 県告示第 899 号 改正平 26.10.31 県告示第 536 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		半田市彦洲町地内の県道半田南知多公園線と県道半田常滑線との立体交点を起点として、県道半田南知多公園線を北へ約 500m 進み同県道の延長の県道名古屋半田線に達し、同県道を北へ約 2,100m 進み同市平和町地内で県道久米乙川内山線との立体交点に達し、同県道を東へ約 2,200m 進み同市岩滑中町地内で県道阿久比半田線に達し、同県道を南へ約 800m 進み同市出口町地内で一般国道 247 号に達し、同国道を南へ約 2,500m 進み同市東郷町地内で県道半田常滑線に達し、同県道を西へ約 1,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。（面積約 560ha）	
40	佐布里池	昭 50 県告示第 897 号 改正平 27.10.30 県告示第 463 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		知多市佐布里地内の市道桜鐘線と市道佐布里巽が丘線との交点を起点として、市道桜鐘線を南西へ約 700m 進み県道白沢八幡線に達し、同県道を南東へ約 100m 進み市道 30292 号線に達し、同市道を南へ約 100m 進み市道 30295 号線に達し、同市道を南西へ約 800m 進み、更に北西へ約 500m 進み市道 30363 号線に達し、同市道を北西へ約 900m 進み市道佐布里岡田線に達し、同市道を北東へ約 1000m 進み県道白沢八幡線に達し、同県道を北へ約 700m 進み市道佐布里巽が丘線に達し、同市道を東へ約 300m 進み市道 30321 号線に達し、同市道を南東へ約 550m 進み市道 30326 号線に達し、同市道を南東へ約 50m 進み市道知多刈谷線に達し、同市道を東へ約 100m 進み市道佐布里巽が丘線に達し、同市道を南東へ約 750m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 180ha）	
41	昭和の森	昭 53 県告示第 1141 号 改正平 20.10.31 県告示第 597 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		豊田市藤岡飯野町地内の県道北一色三河広瀬停車場線と市道藤岡深見御内平線との交点を起点として、同県道を南東へ約 2,000m 進み市道藤岡御作御船線に達し、同市道を南西へ約 2,100m 進み山田川に達し、同川を南へ約 2,400m 進み西中山川に達し、同川を北西へ約 1,500m 進み一般国道 419 号に達し、同国道を北東へ約 4,200m 進み市道藤岡深見広瀬線に達し、同市道を東へ約 300m 進み市道藤岡深見御内平線に達し、同市道を東へ約 1,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 800ha）内特別保護地区約 76ha。	
42	豊坂小学校	昭 53 県告示第 1141 号 改正平 20.10.31 県告示第 597 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		額田郡幸田町大字野場地内の県道江原幸田線と町道野場六栗 1 号線との交点を起点として、同町道を南東へ約 600m 進み町道石荒 2 号線に達し、同町道を南西へ約 200m 進み住宅団地の南西境に達し、同境界を南東へ約 90m 進み大字野場と大字六栗との境界に達し、同境界を尾根沿いに南西へ約 500m 進み水晶山山頂に達し、同山頂から谷沿いに北西へ約 250m 進み林道水晶山線に達し、同林道を北へ約 600m 進み宝谷池 1 号に達し、同池の堤防を北東へ約 60m 進み農道に達し、同農道を北ないし北東へ約 380m 進み町道八富士大日 1 号線に達し、同町道を北東ないし東へ約 250m 進み県道江原幸田線に達し、同県道を南東へ約 90m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 46ha）	
43	六所山	昭 53 県告示第 1141 号 改正平 20.10.31 県告示第 597 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		豊田市坂上町地内の林道中河原線と市道真垣内日明線との交点を起点として、同市道を東へ約 1,300m 進み林道焙烙 1 号線に達し、同林道を東へ約 500m 進み松平観光自然歩道に達し、同歩道を東へ約 450m 進み沢に達し、同所から沢伝いに南ないし東へ約 400m 進み林道焙烙 2 号線に達し、同林道を北ないし東へ約 300m 進み作業道日明線に達し、同作業道を北へ約 50m 進み峠に達し、同所から尾根筋に東へ約 150m 進み豊田市坂上町と同市下平町との境界に達し、同境界を南へ約 400m 進み同市坂上町と同市大沼町との境界に達し、同境界を南西へ約 400m 進み同市坂上町と同市花沢町との境界に達し、同境界を南西へ約 2,900m 進み市道東宮口六所線に達し、同市道を北西へ約 600m 進み市道東宮口太田和線に達し、同市道を北西へ約 100m 進み林道中河原線に達し、同林道を北へ約 800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 240ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
44	田原南部 小学校	昭 53 県告示第 1141 号 改正平 20.10.31 県告示第 597 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		田原市大久保町地内の一般国道 259 号と市道東久保線との交点を起点として、同市道を北へ約 180m 進み同市道の終点に至り、同所から大久保町小洞 1 番地の山林に至る歩道を北へ約 200m 進み同山林の谷に達し、同谷を北へ約 380m 進み尾根に達し、同尾根を北東へ約 230m 更に南東へ約 50m 更に北東ないし北へ約 550m 進み加治町黒川 31 番地の 13 の山林に至り、同所から同山林の谷を南東へ約 300m 進み歩道に達し、同歩道を東へ約 150m 進み黒川池の東で市道中恩中黒川線に達し、同市道を南東へ約 630m 進み一般国道 259 号に達し、同国道を南西へ約 1,900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 100ha）	
45	茶臼山	昭 54 県告示第 1124 号 改正平 21.10.30 県告示第 707 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		北設楽郡豊根村大字坂宇場地区の県道茶臼山線と茶臼山高原道路との交点を起点として、茶臼山高原道路を南ないし西へ約 2,000m 進み豊根村と津具村との境界に達し、同境界を北へ約 1,300m 進み愛知県と長野県との境界に達し、同境界を北ないし東へ約 3,200m 進み愛知県段戸山牧場茶臼山牧野と独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター造林地との境界に達し、同境界を南へ約 400m 進み豊根県有林第 2 林班の境界に達し、同境界を南東ないし南西へ約 1,300m 進み愛知県段戸山牧場茶臼山牧野の境界に達し、同境界を北西へ約 300m 進み民有地との境界に達し、これより西へ約 300m 進み愛知県段戸山牧場茶臼山牧野の境界に達し、同境界を南西へ約 300m 進み県道茶臼山線に達し、同県道を南西へ約 400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 225ha）	
46	国指定 藤前干潟	平 14 環境省告示第 66 号 改正平 24.10.3	平 24.11.1～平 44.10.31
		愛知県名古屋市中港区南陽町大字藤前新田所在新川右岸河口を起点とし、同所から同右岸堤防を北進し地方主要道東海橋線日之出橋との交点に至り、同所から同橋を経て庄内川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し一般国道 1 号一色大橋との交点に至り、同所から同橋を経て庄内川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の南端に至り、同所から汐止ふ頭の西側護岸を南進し同護岸の南端に至り、同所から空見ふ頭の西側護岸を南進し同護岸上の点（北緯 35 度 3 分 51.7 秒、東経 136 度 50 分 45.7 秒）に至り、同所から同所と海部郡飛島村金岡所在木場金岡のふ頭北東端を結ぶ直線を 780m 西進し海上の点（北緯 35 度 3 分 52.0 秒、東経 136 度 50 分 14.9 秒）に至り、同所から同所と木場金岡ふ頭北側泊地の北端（北緯 35 度 4 分 10.4 秒、東経 136 度 49 分 32.9 秒）を結ぶ直線を 1,206m 北西に進み同所に至り、同所から同所と飛島村金岡 42 番 2 の北端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から木場金岡ふ頭の北側外周護岸を北西に進み同ふ頭北端に至り、同所から飛島村新設成の海岸堤防上の点（北緯 35 度 4 分 7.1 秒、東経 136 度 49 分 8.8 秒）を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同堤防を北進し日光川水閘門西端に至り、同所から日光川右岸堤防を北西に進み一般国道 302 号飛島大橋との交点に至り、同所から同橋を経て日光川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み一般国道 23 号との交点に至り、同所から同所と藤前海岸堤防を最短距離で結ぶ直線を東進し同所に至り、同所から同堤防を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域（面積約 770ha）内特別保護地区約 323ha。	
47	大池公園	昭 55 県告示第 1009 号 改正平 22.10.29 県告示第 625 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		東海市中央町地内の市道大池北線と市道東海知多線との交点を起点として、市道大池北線を東へ約 600m 進み、東海市中央図書館東側の東海市遊歩道との交点に達し、同遊歩道を南へ約 500m 進み木庭保育園の南西角に達し、同所より同遊歩道を西へ約 700m 進み、市道東海知多線に達し、同市道を北へ約 400m 進み、起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 24ha）	
48	三河湖	昭 55 県告示第 1009 号 改正平 22.10.29 県告示第 625 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		豊田市羽布町地内の三河湖の周遊道路に囲まれた一円の区域（面積約 164ha）	
49	猿投山	昭 56 県告示第 1126 号 改正平 23.10.28 県告示第 613 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		豊田市猿投町地内の林道猿投山第 1 号線と東海自然歩道との交点（東の宮入口）を起点として、同林道を西へ約 1,200m 進み作業道に達し、同作業道を北西へ約 400m 進み林道西広見線に達し、同林道を北西へ約 400m 進み猿投町鷺取 3-54 番地内の沢に達し、同沢を北へ約 50m 進み猿投町鷺取 3-55 番地と 3-56 番地との境界（沢）に達し、同境界（沢）を北東へ約 450m 進み豊田市と瀬戸市との境界に達し、同境界を北東ないし東へ約 1,200m 進み猿投山頂において東海自然歩道に達し、同歩道を南東へ約 800m 進み東の宮へ達し、更に同歩道を南鳥獣保護区西へ約 900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 125ha）	
50	伊勢神高原	昭 58 県告示第 951 号 改正平 25.10.29 県告示第 510 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		豊田市連谷町柝平地内の一般国道 153 号線と県道牛地大多賀線との交点を起点として、同県道を東ないし南へ約 1,100m 進み、連谷町柝平地内の沢に達し、同沢を西に約 700m 進み、東海自然歩道に達し、同自然歩道を南に約 270m 進み、豊田市有地内路に達し、同市有地内路を西ないし北西に約 290m 進み、市道足助伊勢神大多賀線に達し、同市道を北西へ約 1,500m 進み、市道足助明川連谷線に達し、同市道より東海自然歩道取付道路を約 450m 進み、東海自然歩道に達し、同歩道を北東へ約 400m 進み、市道足助明川連谷線に達し、同市道を東へ約 1,200m 進み、一般国道 153 号線に達し、同国道を東へ約 300m 進み、起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 108ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
51	鞍ヶ池	昭 60 県告示第 939 号 改正平 27.10.30 県告示 464 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		豊田市岩滝町地内の県道則定豊田線と市道池田古瀬間線との交点を起点として、同県道を北西へ約 600m 進み市道矢並池田線との交点に達し、同市道を北東ないし南東へ約 2,500m 進み県道松平志賀中金線に達し、同県道を南西へ約 350m 進み県道則定豊田線に達し、同県道を西へ約 200m 進み市道矢並古瀬間線に達し、同市道を南西へ約 2,800m 進み市道古瀬間墓地公園線に達し、同市道を西ないし北西へ約 600m 進み市道市木古瀬間線に達し、同市道を北へ約 500m 進み市道渋谷古瀬間線に達し、同市道を北西へ約 1,100m 進み市道平戸橋水源線に達し、同市道を北へ約 1,200m 進み市道市木南古瀬間線に達し、同市道を南東へ約 1,200m 進み市道池田古瀬間線に達し、同市道を南東ないし北へ約 1,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 470ha）	
52	春日井市 少年自然 の家	昭 63 県告示第 837 号 改正平 20.10.31 県告示第 595 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		春日井市少年自然の家の区域（春日井市廻間町字馬不入 1102-1,1102-4,1102-7,1102-9,1102-65 から 1102-67 まで、1102-69,1102-71,1102-73,1102-74,1102-75,1102-76,1102-81 の各筆）（面積約 39ha）	
53	生平小学校	昭 63 県告示第 837 号 改正平 20.10.31 県告示第 595 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		岡崎市生平町地内の市道生平御所戸橋線と男川との交点（御所戸橋）を起点として、同川右岸堤防を北西へ約 150m 進み生平町と市茅原沢町との境界に達し、同境界を北東へ約 1,100m 進み生平町と市蓬生町との境界に達し、同境界を南東ないし南西へ約 600m 進み生平町と市切越町との境界に達し、同境界を南へ約 70m 進み男川右岸堤防に達し、同所から対岸に至り、同川左岸堤防を西へ約 1,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 59ha）	
54	富貴	平 1 県告示第 892 号 改正平 21.10.30 県告示第 708 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		武豊町自然公園のうち知多郡武豊町大字富貴字上別曾 6-1,6-2,6-17,6-18,22-1,字下別曾 29-3,字深谷 37-1,37-29,37-30,字権兵新田 1-2,1-5 の各筆（ただし、字権兵新田 1-2 のうち武豊町老人福祉センターの敷地を除く。）の区域及び字下別曾 7,字深谷 33-1, 36-1, 36-2, 36-3, 36-4, 37-32 の各筆の区域（面積約 24ha）	
55	小塩津	平 1 県告示第 892 号 改正平 21.10.30 県告示第 708 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		田原市小塩津町地内の県道豊橋渥美線と市道西原風返線との交点を起点として、同市道を北東へ約 450m 進み更に北西へ約 150m 進み市道馬越山下ダレ線に達し、同市道を東へ約 650m 進み市道小塩津保美線に達し、同市道を北へ約 200m 進み小塩津池外縁の赤道に達し、同道を東へ約 400m 進み豊川用水管理道路に達し、同管理道路を南西へ約 150m 進み豊川用水東部幹線水路に達し、同水路を西へ約 100m 進み小塩津 1 号橋に至り、同所から作業道を南へ約 350m 進み市道藤尾後山線に達し、同市道を南西へ約 250m 進み市道西坂下宮構線に達し、同市道を西へ約 200m 進み市道中村宮構線に達し、同市道を南へ約 450m 進み市道宮前右善坊下線に達し、同市道を西へ約 400m 進み市道里瀬古西原線に達し、同市道を北西へ約 350m 進み更に北へ約 700m 進み県道豊橋渥美線に達し、同県道を北東へ約 50m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 81ha）	
56	面ノ木	平 2 県告示第 871 号 改正平 22.10.29 県告示第 624 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		豊田市稲武町と北設楽郡設楽町と長野県との境界点である三方根を起点として、豊田市稲武町と北設楽郡設楽町との境界を南ないし南東へ約 1,200m 進み松原国有林と北設楽郡設楽町内の民有林との境界に達し、同境界を南東へ約 500m 更に北東へ約 500m 進み同町津具字天狗棚と同町津具字高笹との境界に達し、同境界である沢を南へ約 560m 進み同町津具字天狗棚 1 の 85 番地と同 1 の 47 番地との境界に達し、同境界である尾根を西へ約 200m 進み同町津具字天狗棚と同町津具字本沢との境界に達し、同境界を南西に約 150m 進み同町津具字本沢 7 の 61 番地と同 7 の 62 番地との境界に達し、同境界である尾根を南東へ約 250m 進み同 7 の 61 番地と同 7 の 48 番地との境界に達し、同境界を西へ約 250m 進み同 7 の 60 番地と同 7 の 61 番地との境界に達し、同所から尾根沿いに南へ約 550m 進み本沢川に達し、同川を北西へ約 700m 進んだ地点より沢を西へ約 250m 進み更に尾根を西へ約 250m 進み設楽町津具と設楽町西納庫との境界に達し、同境界を北西へ約 600m 進み設楽町津具と豊田市稲武町との境界に達し、同境界を北東へ約 400m 進み県道東栄稲武線に達し、同県道を北へ約 100m 進み井山川に達し、同川を北西へ約 1,200m 進み井山川砂防ダムに達し、同所から北西へ約 100m 進み県道東栄稲武線に達し、同県道を北ないし西へ約 550m 進み林道野入月ヶ平線に達し、同林道を北へ約 460m 進み稲武町内の名古屋大学演習林と民有林との境界に達し、同境界を南東へ約 900m 進み、更に同境界を東へ約 550m 進み愛知県と長野県との境界に達し、同境界を南東へ約 50m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 206ha）	
57	竹桑田	平 4 県告示第 861 号 改正平 24.10.30 県告示第 636 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		北設楽郡設楽町田峯地内の一般国道 257 号と県道鳳来設楽線との交点を起点として、同県道を南へ約 300m 進み豊川に達し、更に同県道を南へ約 100m 進んだ地点から、豊川の中央線から約 50m の幅で下流に向かって約 900m 進んだ地点から北へ直線で約 90m 進み一般国道 257 号（新段嶺トンネル西口）に達し、同国道を北東へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 11ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
58	御作小学校	平 5 県告示第 917 号 改正平 25.10.29 県告示第 511 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		豊田市御作町地内の県道瀬戸設楽線と日沢川との交点を起点として、同川を東へ約 450m 進み、同川の分岐点に達し、同所から更に同川を南へ約 250m 進み、砂防堰堤に達し、同所から南西方向へ直線で 50m 進み、林道大沢線に達し、同林道を北へ約 60m 進み、御作小学校の進入路に達し、同所から沢に沿って南西へ約 120m 進み、頂上に達し、同所から北西方向へ直線で約 70m 進み、里道に達し、同里道を南西へ約 400m 進み、犬伏川左岸に達し、同川左岸を西へ約 230m 進み、県道木瀬富田線に達し、同県道を北東へ約 200m 進み、起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 18ha）	
59	旭高原	平 17 県告示第 739 号 改正平 27.10.30 県告示第 465 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		豊田市小滝野町地内の東海自然歩道と作業道小滝野支線との交点を起点として、同作業道を南東ないし南西へ約 1,300m 進み同町平瀬 1 の 8 と同市旭八幡町根山 68 の 1 との境界に達し、同境界を南東へ約 150m 進み同町根山 68 の 9 と同 67 の 1 との境界に達し、同境界を南西へ約 130m 進み同町根山 68 の 9 と同 69 の 2 との境界に達し、同境界を西へ約 200m 進み市道八幡牧場線に達し、同市道を北へ約 200m 進み旭高原元気村管理道に達し、同管理道を北西へ約 200m 進み市有地（旭高原元気村）と民有地（山林）との境界に達し、同境界を南東ないし南西へ約 500m 進み市道万町旭高原線に達し、同市道を南西へ約 50m 進み、同市道に接する同市余平町と同市万町町との境界を北東へ約 300m 進み同市閑羅瀬町赤沢と同市万町町深山との境界を流れる沢に達し、同沢を北西へ約 1,200m 進み同市時瀬町と同市閑羅瀬町との境界に達し、同境界を北東へ約 100m 進み市道八幡牧場線に達し、同市場を北東ないし北西へ約 1,000m 進み同市時瀬町城山地内の沢に達し、同沢を東へ約 250m 進み作業道城山支線に達し、同作業道を北東ないし南西へ約 1,300m 進み同市閑羅瀬町松根と同町赤沢との境界に達し、同境界を南東へ約 900m 進み作業道閑羅瀬線に達し、同作業道を北東へ約 100m 進み同市小滝野町峰 24 の 1 と同 24 の 2 との境界に達し、同境界を南東へ約 150m 進み作業道小滝野線に達し、同作業道を南西へ約 300m 進み東海自然歩道に達し、同自然歩道を南東へ約 350m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 78ha）	
60	小野浦	平 8 県告示第 734 号 改正平 28.10.28 県告示第 446 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		知多郡美浜町大字小野浦地内の町道小野浦・細目線と町道 5272 号線との交点を起点として、愛知県美浜少年自然の家のような壁及び山裾の農地境を北へ約 250m 進み町道 5271 号線に達し、同町道を東ないし北へ約 120m 進み町道 5270 号線に達し、同町道を南東へ約 180m 進み大廻間池堤防に達し、同所より大廻間池管理道路を南ないし東へ約 160m 進み大廻間池上流側に達し、同所より尾根筋を北東へ約 150m 進み稜線に達し、同所より稜線を南東ないし東へ約 220m 進み最高点に達し、更に稜線を南へ約 100m 進み頂上に達し、同所より谷筋を南へ約 250m 進み矢作池上流側に達し、同池右岸側を西へ約 80m 進み町道 5261 号線に達し、同町道を南ないし西へ約 260m 進み少年自然の家のような壁西端に達し、同よう壁及び山裾の農地境を北ないし西へ約 180m 進み町道 5272 号線に達し、同町道を北西へ約 100m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 20ha）	
61	岩倉自然生態園	平 9 県告示第 766 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岩倉市北島町地内の市道南 840 号線と市道南 839 号線との交点を起点として、市道南 839 号線を北へ約 120m 進み市道南 833 号線に達し、同市道を東へ約 60m 進み市道北島伝法寺線に達し、同市道を南へ約 140m 進み岩倉市自然生態園の駐車場南境界線に達し、同駐車場南境界線を西へ約 15m 進み同駐車場南西角に達し、同駐車場西境界線を北へ約 20m 進み市道南 840 号線に達し、同市道を西へ約 40m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 1ha）	
62	幸田北部	平 9 県告示第 766 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		額田郡幸田町地内の一般国道 248 号と岡崎市と同町との境界との交点を起点として、同境界を東へ約 800m 進み町道坂崎 1 号線に達し、同町道を南へ約 650m 進み石塚下池えん堤南端に達し、同所から同えん堤に沿って北西へ約 60m 進み同えん堤西端に達し、同所から楠川に沿って南西へ約 250m 進み町道西長根二子山 1 号線に達し、同町道を北西へ約 400m 進み町道西長根雀ヶ入 1 号線に達し、同町道を南西へ約 200m 進み一般国道 248 号に達し、同国道を北へ約 300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 38ha）	
63	檜原	平 10 県告示第 698 号 改正平 20.10.31 県告示第 598 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		常滑市大字檜原字神水地内の県道古場武豊線と市道西阿野檜原線との交点から同市道を北へ約 130m 進んだ所の農道との交点（白山神社参道入口）を起点として、同市道を北西へ約 600m 進み広域農道に達し、同農道を北北西へ約 280m 進み檜原公園と私有地との境界に達し、同境界を東へ約 180m 進み農道に達し、同農道を北東ないし北へ約 470m 進み武豊町との境界に達し、同境界を東ないし南東へ約 730m 進み農道に達し、同農道を南西へ約 290m 進み更に林地と農地との地類塚を南西へ約 250m 西へ約 80m 進み更に畦畔を西へ約 40m 進み農道に達し、同農道を南ないし南西へ約 350m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 47ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
64	みどり湖	平 10 県告示第 698 号 改正平 20.10.31 県告示第 598 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		北設楽郡豊根村下黒川字柿ノ平地内の椋皮野橋東詰と県道古真立津具線との交点を起点として、同県道を東へ約 6,100m 進み豊根大橋に達し、更に南東へ約 1,200m 進み県道古真立佐久間線との交点に達し、同県道を南へ約 2,100m 進み新豊根ダム堰堤に達し、同ダム堰堤を対岸へ渡り建設省境界標柱を基準にして、みどり湖湖畔を北西へ約 6,000m 進み椋皮橋西詰に達し、同橋を東へ進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 160ha）	
65	いきもの ふれあいの 里	平 12 県告示第 752 号 改正平 22.10.29 県告示第 626 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		西尾市下羽角町地内の県道幸田石井線と林道岩谷線との交点を起点として、同県道を東へ約 500m 進み西尾市と額田郡幸田町との境界に達し、同境界を南西へ約 800m 進み作業道に達し、同作業道を南へ約 300m 進み幸田町道須美竹ノ下石塚 1 号線に達し、同町道を南へ約 2,000m 進み一般国道 23 号に達し、同国道を西へ約 2,200m 進み西尾市道駒場 40 号線に達し、同市道を北へ約 180m 進み市道駒場 38 号線に達し、同市道を東へ約 110m 進み市道駒場 6 号線に達し、同市道を北へ約 110m 進み市道駒場 2 号線に達し、同市道を東へ約 120m 進み市道駒場つくしが丘 3 号線に達し、同市道を北へ約 110m 進み市道つくしが丘 37 号線に達し、同市道を北東へ約 180m 進み市道つくしが丘 34 号線に達し、同市道を北へ約 350m 進み市道つくしが丘 1 号線に達し、同市道を北東へ約 150m 進み市道貝吹つくしが丘線に達し、同市道を北東へ約 440m 進み市道貝吹つくしが丘 1 号線に達し、同市道を北東へ約 900m 進み市道貝吹 4 号線に達し、同市道を東へ約 480m 進み株式会社デンソー西尾製作所敷地との境界に達し同境界を北東へ約 500m 進み林道岩谷線に達し、同林道を北へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 288ha）	
66	王滝溪谷	平 12 県告示第 752 号 改正平 22.10.29 県告示第 626 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		豊田市王滝町地内の主要地方道岡崎足助線と王滝溪谷内の遊歩道（ふくろうが城展望台遊歩道）との交点を起点として、同主要地方道を北東へ約 500m 進み市道築山堤立線に達し、同市道を東及び南東へ約 2,000m 進み王滝溪谷内の遊歩道（宮川散策道）に達し、同遊歩道を西ないし南西へ約 750m 進み市道樺木築山線に達し、同市道を北へ約 150m 進み住宅道路に達し、同住宅道路を北へ約 150m 更に南へ約 500m 進み市道乗越九久平線に達し、同市道を南西へ約 550m 進み市道歌石挙母 1 号線に達し、同市道を北西へ約 400m 進み王滝溪谷内の遊歩道（ふくろうが城展望台遊歩道）に達し、同遊歩道を北へ約 150m 更に西へ約 200m 更に北へ 850m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 114ha）	
67	藤江小学校	平 14 県告示第 731 号 改正平 24.10.30 県告示第 637 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		知多郡東浦町大字藤江地内の町道藤江 212 号線と町道山敷高ツブラ線との交点を起点として、町道山敷高ツブラ線を西南西へ約 350m 進み町道藤江 154 号線との交点に達し、同町道を西北西へ約 540m 進み県道東浦名古屋線との交点に達し、同県道を北北東へ約 320m 進み町道藤江 213 号線との交点に達し、同町道を北東へ約 140m 進み町道藤江 212 号線との交点に達し、同町道を南東へ約 600m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 16ha）	
68	形原・鹿島	平 19.10.5 県告示第 604 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		蒲郡市西浦町地内の鬮港東側護岸の北端を起点として、同所から海岸線（海岸部は、干潮時の汀線とする。以下同じ）に沿って北へ約 2,500m 進み形原漁港大橋に達し、同橋を北へ約 500m 進み同市形原町地内の海岸線に達し、同海岸線に沿って北へ 800m 進み天神川河口に達し、同川を上流へ約 600m 進み県道東幡豆蒲郡線に達し、同県道を北東へ約 1,600m 進み拾石橋に達し、同所から拾石川左岸及び海岸線に沿って南東ないし南西へ約 1,500m 進み貯木場の南東堤防に達し、同堤防及び同堤防を南西方向へ延長した線に沿って南西へ約 500m 進み同市鹿島町の南西堤防を南東方向へ延長した線との交点に達し、同線に沿って南東へ約 1,100m 進み同市浜町埋立地南端から起点を見通す線との交点に達し、同所から起点を通す線に沿って南西へ約 2,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 400ha）	

■ 特例休猟区 * 位置図の緑色で示された区域

(1 か所 1,900ha)

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
1	稲武中部 (イノシシ・ ニホンジカ を除く)	平 29.10.31	平 29.11.1～平 32.10.31
		豊田市稲武町寺下地内の一般国道153号と一般国道257号との交点を起点として、一般国道153号を南西へ約9,400m進み同市小田木町と同市連谷町との境界に達し、同境界を北西へ約3,000m進み同市坪崎町と同市小田木町との境界に達し、同境界を北へ約1,000m進み同市田津原町と同市小田木町との境界に達し、同境界を北東へ約1,700m進み同市田津原町と同市富永町との境界に達し、同境界を北東へ約2,000m進み同市富永町と同市牛地町との境界に達し、同境界を東へ約1,000m進み同市牛地町と同市黒田町との境界に達し、同境界を北へ約1,500m進み同市牛地町と同市川手町との境界に達し、同境界を北へ約2,500m進み愛知県と岐阜県との境界に達し、同境界を北東へ約3,200m進み一般国道257号に達し、同国道を南東へ約7,700m進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約1,900ha）	

■ 特定猟具使用禁止区域 * 位置図の青色で示された区域

(134 か所 216,723ha)

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
1	愛西市 (銃)	平 17 県告示第 743 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1~平 37.10.31
		愛西市の区域全域 (面積約 6,670ha)	
2	小牧 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1~平 37.10.31
		小牧市新町三丁目地内の一般国道 155 号と県道名古屋犬山線との交点を起点として、同県道を北へ約 3,750m 進み小牧市と犬山市との境界に達し、同境界を東へ約 480m 更に南へ約 1,350m 進み久保山団地の南東に達し、同団地から更に東へ約 2,850m 進み県道荒井大草線に達し、同県道を南へ約 1,200m 進み県道明知小牧線に達し、同県道を東へ約 870m 進み大山川の折点北側の農道に達し、同農道を北へ約 540m 進み鳥坂池南東に達し、同所から北へ約 390m 進み小牧市と犬山市との境界に達し、同境界を東へ約 7,500m 進み小牧市と犬山市と春日井市との境界点に達し、小牧市と春日井市との境界を南ないし西へ約 26,000m 進み県道名古屋犬山線に達し、同県道を北へ約 1,560m 進み県道小牧岩倉一宮線に達し、同県道を西へ約 1,740m 進み一般国道 41 号に達し、同国道を北へ約 2,580m 進み一般国道 155 号に達し、同国道を東へ約 2,010m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域と、小牧市多気地内の県道小牧岩倉一宮線と県道春日井小牧線の交点を起点として、県道小牧岩倉一宮線を南東へ約 540m 進み小牧市と西春日井郡豊山町との境界に達し、同境界を南ないし西へ約 600 小牧市と同郡豊山町と北名古屋市の境界点に達し、小牧市と北名古屋市の境界を西へ約 450m 進み県道春日井小牧線に達し、同県道を北へ約 690m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、小牧鳥獣保護区及び小牧山鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 4,170ha)	
3	春日井 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1~平 37.10.31
		春日井市西尾町地内の春日井市と小牧市との境界と中央高速道路(下り)との交点を起点として、同高速道路を東へ約 100m 進み内津峠パーキングエリア(下り)に達し、同所に沿って南東へ約 250m 進み春日井市道 6167 号線に達し、同市道を南へ約 800m 進み中部電力高圧線に達し、同高圧線を南西へ約 400m 進み高圧線分岐点に達し、同所から高圧線を南東へ約 200m 進み一般国道 19 号に達し、同国道を東へ約 650m 進み県道内津勝川線に達し、同県道を北東へ約 2,000m 進み一般国道 19 号に達し、同国道を東へ約 200m 進み春日井市と岐阜県多治見市との境界に達し、同境界を南ないし南西及び南東へ約 3,400m 進み東海自然歩道支線(道樹山)に達し、同歩道を南西へ約 800m 進み市道 6343 号線に達し、同市道を南へ約 300m 進み市道 167 号細野玉野線に達し、同市道を南へ約 1,400m 進みうぐい川(西屋敷橋)に達し、同川を南へ約 1,100m 進み春日井市玉野町地内(井の口橋)で市道 6392 号線に達し、同市道を南東へ約 400m 進み東海自然歩道に至る私道に達し、同私道を北東へ約 700m 進み東海自然歩道に達し、同歩道を北東へ約 1,200m 更に北西へ約 500m 進み市道 153 号外之原南線と同市と岐阜県多治見市との境界との交点に達し、同境界を東へ約 1,400m 進み春日井市と瀬戸市との境界(庄内川)に達し、同境界を南東ないし南西へ約 6,400m 進み春日井市と名古屋市との境界に達し、同境界を南西ないし西及び北へ約 18,200m 進み春日井市と西春日井郡豊山町との境界に達し、同境界を北へ約 2,000m 進み同市と小牧市との境界に達し、同境界を北ないし東及び北東へ約 20,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、春日井市少年自然の家鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 8,446ha)	
4	瀬戸市 (銃)	平 11 県告示第 697 号 改正平 21.10.30 県告示第 711 号	平 21.11.1~平 31.10.31
		瀬戸市と岐阜県多治見市との境界の最北端部を起点として、同境界を東へ約 3,600m 進み市道下半田川笠原線に達し、同市道を南西へ約 400m 進み一般国道 248 号に達し、同国道を南へ約 1,700m 進み上半田川歩道橋に達し、同歩道橋から東海自然歩道を東へ約 3,500m 進み瀬戸市白岩町地内で一般国道 363 号に達し、同国道を東へ約 2,800m 進み愛知県と岐阜県との境界に達し、同境界を南へ約 2,300m 進み瀬戸市と豊田市との境界に達し、同境界を南へ約 6,700m 進み更に、南西へ約 9,900m 進み瀬戸市と愛知郡長久手町との境界に達し、同境界を西へ約 6,000m 進み瀬戸市と尾張旭市との境界に達し、同境界を北へ約 9,000m 進み瀬戸市と名古屋市との境界に達し、同境界を北へ約 2,500m 進み瀬戸市と名古屋市と春日井市との境界に達し、瀬戸市と春日井市との境界を北東へ約 6,500m 進み瀬戸市と春日井市と岐阜県多治見市との境界に達し、瀬戸市と岐阜県多治見市との境界を北東へ約 1,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし定光寺鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 9,350ha)	
5	名古屋 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1~平 36.10.31
		名古屋市の区域全域並びに名古屋市南区柴田町地内の天白川に架かる一般国道 247 号の千鳥橋北詰を起点として、同橋を南へ進み天白川左岸堤防及び新宝ふ頭北側護岸に達し、同護岸及び同ふ頭西側護岸に沿って南南西へ進み同ふ頭南側護岸に達し、同護岸に沿って東ないし南へ進み東海元浜ふ頭北側護岸に達し、同護岸に沿って西へ進み同ふ頭西側護岸に達し、同護岸に沿って南西へ進み同ふ頭南側護岸に達し、同護岸に沿って東へ進み同ふ頭東側護岸に達し、同護岸に沿って北東ないし東へ進み名古屋臨海鉄道南港線に達し、同鉄道を南西へ約 3,200m 進み北浜ふ頭北側護岸に達し、同護岸に沿って北西ないし西へ進み同ふ頭西側護岸に達し、同護岸及び南浜ふ頭護岸に沿っておおむね南西へ進み同ふ頭西側護岸から北西へ延びる名古屋港高潮防波堤に達し、同防波堤及び同防波堤の延長線に沿って北西へ約 4,500m 進み西航路北西側の同防波堤南端に達し、同所から飛鳥ふ頭南護岸の西端を見通す線を北東へ進み同護岸西端に達し、同護岸を東へ進み同ふ頭東護岸に達し、同護岸及び木場金岡ふ頭東護岸を北へ進み同ふ頭北側護岸に達し、同護岸を北西に進み同ふ頭北端に達し、同所から日光川を渡る一般国道 23 号(名四国道)上の名古屋市と海部郡飛島村との境界を見通す線を北へ進み同境界に達する線内の名古屋港湾区域水面及び埋立地。ただし、当該区域内に含まれる森林公園鳥獣保護区、東山公園鳥獣保護区、牧野ヶ池緑地鳥獣保護区、大高緑地鳥獣保護区、和合鳥獣保護区及び国指定藤前干潟鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 35,490ha)	

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
6	美浜緑苑 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		知多郡美浜町大字上野間地内の県道上野間布土線と名古屋鉄道知多新線との交点(上野間駅)を起点として、同県道を東へ約 640m 進み町道 1085 号線に達し、同町道を南西へ約 100m 進み町道 1083 号線に達し、同町道を南へ約 50m 進み町道小原池線に達し、同町道を西へ約 125m 進み知多郡美浜町美浜緑苑 2 丁目と同町大字奥田字滝谷との境界に達し、同境界を南へ約 480m 進み町道 3011 号線に達し、同町道を南へ約 350m 進み町道 3016 号線に達し、同町道を西へ約 800m 進み名古屋鉄道知多新線に達し、同鉄道を北へ約 1,400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 66ha)	
7	犬山 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		犬山市と丹羽郡扶桑町との境界と木曾川内の愛知県と岐阜県との境界を起点として、愛知県と岐阜県との境界を北東へ約 9,000m 進み、更に同境界を南へ約 8,500m 進み同市大字今井字切塞地内で県道長洞犬山線に達し、同県道を南西へ約 1,500m 進み市道今井 41 号線に達し、同市道を南へ約 1,000m 進み市道今井 21 号線に達し、同市道を南へ約 200m 進み県道長洞犬山線に達し、同県道を南へ約 500m 進み同市大字今井字岩穴洞地内で県道春日井犬山線に達し、同県道を東へ約 900m 進み、更に同県道を南へ約 1,500m 進み里道に達し、同里道を北へ鞍馬教会及び落洞南池を経て約 2,250m 進み今井開拓地(果樹園)に達し、同開拓地と林地との境界を東へ約 2,850m 進み愛知県と岐阜県との境界に達し、同境界を南へ約 4,500m 進み同市と小牧市との境界に達し、同境界を西へ約 12,100m 進み県道春日井各務原線に達し、同県道を北へ約 4,500m 進み一般国道 41 号に達し、同国道を南西へ約 500m 進み犬山市と同郡大口町との境界に達し、同境界を北へ約 100m 進み同市と同郡扶桑町との境界に達し、同境界を北へ約 5,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、今井小学校鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 6,314ha)	
8	豊田 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊田市堤町地内の市道旧宮上知立 2 号線と市道旧名岡線との交点を起点として、同市道を北西へ約 1,000m 進み豊田市とみよし市との境界に達し、同境界を北へ約 13,500m 進み市道西川境川線に達し、同市道を北へ約 1,300m 進み主要地方道名古屋豊田線に達し、同主要地方道を北西へ約 400m 進み市道田初神神社線に達し、同市道を南東ないし東へ約 510m 進み市道篠原田初線に達し、同市道を東へ約 300m 進み市道井ノ向線に達し、同市道を南東へ約 660m 進み豊田市田初町と同市保見町との境界に達し、同境界を南へ約 100m 進み主要地方道名古屋豊田線に達し、同主要地方道を南東へ約 200m 進み一般国道 155 号に達し、同国道を南東へ約 1,000m 進み市道池田古瀬間線に達し、同市道を北東へ約 100m 進み市道上伊保原山線に達し、同市道を北へ約 100m 進み伊保川に達し、同川左岸堤防を南東へ約 2,600m 進み籠川に達し、同川左岸堤防を南東へ約 300m 進み市道四郷西山線に達し、同市道を東へ約 700m 進み一般国道 419 号に達し、同国道を北西へ約 140m 進み枝下用水に達し、同用水を南東へ約 1,800m 更に北東へ約 1,200m 進み主要地方道名古屋豊田線に達し、同主要地方道を北東へ約 100m 進み一般国道 153 号に達し、同国道を東へ約 50m 進み矢作川に達し、同川右岸堤防を南ないし南西へ約 2,600m 進み同川と籠川との合流点に達し、同地点から矢作川左岸堤防に渡り同堤防を南東ないし南西へ約 1,400m 進み市木川に達し、同川右岸堤防を北東ないし南東へ約 2,600m 進み県道則定豊田線に達し、同県道を北東ないし南東へ約 2,500m 進み市道池田古瀬間線に達し、同市道を南へ約 1,300m 進み市道市木南古瀬間線に達し、同市道を北西へ約 1,200m 進み市道平戸橋水源線に達し、同市道を南へ約 1,200m 進み市道渋谷古瀬間線に達し、同市道を東へ約 1,100m 進み市道市木古瀬間線に達し、同市道を南へ約 800m 進み市道矢並古瀬間線に達し、同市道を北東へ約 2,600m 進み市道重和田線に達し、同市道を南東へ約 700m 進み豊田市穂積町井の表地内の農道に達し、同農道を北東へ約 500m 進み市道矢並酒呑線に達し、同市道を南東へ約 200m 進み県道松平志賀中金線に達し、同県道を南西へ約 2,600m 進み市道古瀬間二本木線に達し、同市道を北西へ約 1,800m 進み市道上野大見線に達し、同市道を北西へ約 2,400m 進み市道都市計画環状線に達し、同市道を南へ約 400m 進み市道豊田市停車場 1 号線に達し、同市道を西へ約 130m 進み加茂川に達し、同川を南西へ約 1,200m 進み一般国道 301 号に達し、同国道を西へ約 200m 進み矢作川に達し、同川左岸堤防を南東へ約 2,100m 進み県道細川豊田線に達し、同県道を北へ約 800m 進み一般国道 301 号に達し、同国道を南東へ約 2,000m 進み市道上野大見線に達し、同市道を南ないし南西へ約 1,500m 進み県道豊田環状線に達し、同県道を南西へ約 900m 進み県道細川豊田線に達し、同県道を南西へ約 2,300m 進み豊田市と岡崎市との境界に達し、同境界を南西ないし南へ約 8,000m 更に北ないし北西へ約 1,000m 更に西へ約 500m 進み愛知環状鉄道に達し、同鉄道を北西へ約 450m 進み市道中和会榭塚線に達し、同市道を西へ約 850m 進み市道高根下和会線に達し、同市道を西へ約 1,200m 進み市道中和会西部線に達し、同市道を南へ約 500m 進み主要地方道名古屋岡崎線に達し、同主要地方道を西へ約 900m 進み豊田市と安城市との境界に達し、同境界を西へ約 2,200m 進み豊田市と知立市との境界に達し、同境界を南西へ約 1,000m 更に北へ約 1,300m 更に南西へ約 1,500m 進み逢妻男川に達し、同川を西へ約 1,800m 進み豊田市と知立市との境界に達し、同境界を北へ約 50m 進み市道旧宮上知立線に達し、同市道を北東へ約 500m 進み県道宮上知立線に達し、同県道を北東へ約 2,500m 進み市道大島春日線に達し、同市道を南東へ約 700m 進み市道三好知立線に達し、同市道を北東へ約 700m 進み市道前林大島線に達し、同市道を北西へ約 500m 進み県道宮上知立線に達し、同県道を北東へ約 2,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、高岡鳥獣保護区の区域及び豊田市上郷町地内の市道下長根配津線と西大排水路との交点を起点として、同排水路を北へ約 300m 進み家下川に達し、同川を北東へ約 600m 進み市道鶯鴨永覚愛宕線に達し、同市道を北東へ約 380m 進み市道鶯鴨町郷下と同市鶯鴨町神明との字界に達し、同字界を北東へ約 200m 進み同市鶯鴨町郷下と同市鶯鴨町西屋敷との字界に達し、同字界を東へ約 90m 進み同市鶯鴨町郷下と同市鶯鴨町中屋敷との字界に達し、同字界を東ないし北東へ約 480m 進み市道鶯鴨郷上線に達し、同市道を南東へ約 150m 進み市道畷部渡刈線に達し、同市道を南へ約 280m 進み市道渡刈東榭塚線に達し、同市道を南西へ約 550m 進み市道第 2 東名側道 3 号線に達し、同市道を西へ約 950m 進み市道鶯鴨本川線に達し、同市道を南へ約 180m 進み市道下長根配津線に達し、同市道を東へ約 420m 進み県道鶯鴨安城線に達し、同県道を南東へ約 100m 進み豊田市畷部西町本川地内の農道に達し、同農道を南へ約 750m 進み県道岡崎豊明線に達し、同県道を西へ約 550m 進み西大排水路に達し、同排水路を北西ないし北へ約 740m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域を除く。(面積約 11,214ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
9	みよし市 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		みよし市の区域全域。ただし、三ヶ峰鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 3,014ha)	
10	半田 (銃)	平 22.10.29 県告示第 628 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		半田市の区域全域。ただし、半田鳥獣保護区、大曾公園鳥獣保護区及び半田市と常滑市との境界と県道碧南半田常滑線(知多半島横断道路)の交点を起点として、半田市と常滑市の境界を北東へ約 1,700m 進み半田市と知多郡阿久比町との境界に達し、同境界を南東に約 580m 進み半田池堤に達し、同堤を南西に約 80m 進み市道宝来町奥町線に達し、同市道を南東に約 750m 進み県道碧南半田常滑線に達し、同県道を西へ約 650m 進み、更に同県道(知多半島横断道路)を西へ約 900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域を除く。(面積約 4,050ha)	
11	佐布里 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		知多市岡田地内の県道大府常滑線と市道登り大曾線との交差点を起点として、県道大府常滑線を北東へ約 3,200m 進み市道 20104 号線に達し、同市道を北東へ約 70m 進み市道 20106 号線に達し、同市道を北東へ約 70m 進み市道 20050 号線に達し、同市道を北東へ約 180m 進み市道 20089 号線に達し、同市道を北西ないし北へ約 300m 進み市道 20051 号線に達し、同市道を東ないし北へ約 250m 進み市道 20044 号線に達し、同市道を北へ約 140m 進み知多市と東海市との境界に達し、同境界をおおむね南東へ約 3,500m 進み知多市と東海市と知多郡東浦町との境界点に達し、知多市と同郡東浦町との境界を南へ約 900m 進み知多市と同郡東浦町と同郡阿久比町との境界点に達し、知多市と同郡阿久比町との境界を南ないし西へ約 5,500m 進み県道西尾知多線に達し、同県道を北西へ約 780m 進み市道八幡岡田線に達し、同市道を北へ約 250m 進み市道登り大曾線に達し、同市道を北西へ約 930m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、佐布里池鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 646ha)	
12	武豊 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		知多郡武豊町字鹿ノ子田地内の石川と県道半田南知多公園線との交差点を起点として、同川を東(下流)へ約 1,700m 進み名古屋鉄道河和線に達し、同鉄道を南へ約 100m 進み町道砂川 2 丁目・3 丁目第 2 号線に達し、同町道を南西へ約 500m 進み県道知多東部線に達し、同県道を南へ約 50m 進み町道田平井・蛇淵第 1 号線に達し、同町道を西へ約 300m 進み更に南へ約 300m 進み県道古場武豊線に達し、同県道を西へ約 900m 進み県道半田南知多公園線に達し、同県道を南へ約 500m 進み町道緑台 6 丁目・中山 3 丁目第 1 号線との立体交差に達し、同町道を北東へ約 300m 進み町道六貫山線に達し、同町道を南へ約 1,200m 進み同町字六貫山内にて県道武豊小鈴谷線に達し、同県道を北東へ約 600m 進み六貫山用排水路に達し、同排水路を南東へ約 500m 進み堀川に達し、同川を南西へ約 100m 進み中部電力高圧線に達し、同高圧線を南西へ約 200m 進み町道榎戸・大高線に達し、同町道を東へ約 200m 進み町道清水・上之山第 1 号線に達し、同町道を南西へ約 500m 進み町道嶋田・郷道南第 1 号線に達し、同町道を南東へ約 500m 進み町道武富線に達し、同町道を南へ約 800m 進み県道大谷・富貴線に達し、同県道を南西へ約 300m 進み町道富貴前田・稲荷第 1 号線に達し、同町道を南西へ約 800m 進み町道西新田・久原第 1 号線に達し、同町道を南西へ約 600m 進み町道久原第 1 号線に達し、同町道を南西へ約 500m 進み同群武豊町と同郡美浜町との境界点に達し、同境界点から美浜町道 2014 号線を南西へ約 100m 進み町道 2009 号線に達し、同町道を南東へ約 200m 進み美浜町農道 202 号線に達し、同農道を南西へ約 200m 進み町道 2018 号線に達し、同町道を南へ約 400m 進み中部電力高圧線に達し、同高圧線を南へ約 1,100m 進み町道 2133 号線に達し、同町道を北西へ約 1,200m 進み町道 2129 号線に達し、同町道を北へ約 400m 進み町道 2128 号線に達し、同町道を北東へ約 50m 進み町道 2127 号線に達し、同町道を北東へ約 150m 進み町道 2126 号線に達し、同町道を北西へ約 100m 進み県道上野間布土線に達し、同県道を西へ約 500m 進み県道半田南知多公園線との立体交差に達し、同県道を北へ約 600m 進み武豊町道富貴線に達し、同町道を北西へ約 400m 進み同群武豊町と常滑市との境界点に達し、同境界点から常滑市道奥脇竹奥線を北西へ約 300m 進み同市広目と同市坂井との字界に達し、同所から北へ約 100m 進み愛知用水広目南水路に達し、同用水路を北西へ約 250m 進み市道広目富貴線に達し、同市道を北東へ約 400m 進み常滑市と同郡武豊町との境界に達し、同境界を北ないし北東へ約 4,000m 進み市道鍋山線に達し、同市道を北ないし北西へ約 400m 進み檜原大池堤防に達し、同堤防を北へ約 200m 進み県道古場武豊線に達し、同県道を東へ約 300m 進み常滑市と同郡武豊町との境界に達し、同境界を北へ約 1,000m 進み武豊町道蛇ヶ谷第 1 号線に達し、同町道を東へ約 1,000m 進み町道北山線に達し、同町道を南東へ約 200m 進み県道半田南知多公園線に達し、同県道を北へ約 1,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域ただし、鶴の山鳥獣保護区及び富貴鳥獣保護区の区域を除く(面積約 1,301ha)	
13	大草 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 25.10.29 県告示第 516 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		額田郡幸田町大字大草地区内の大草神社前の県道生平幸田線と町道会下 4 号線との交点を起点として、同町道を東へ約 50m 進み、町道祢宜屋敷薬師前 1 号線に達し、同町道を北西へ約 300m 進み、町道本田北谷道 1 号線に達し、同町道を北西へ約 650m 進み、町道弁天直道 1 号線に達し、同町道を北東へ約 700m 進み、町道長嶺大草 1 号線に達し、同所から北へ 300m 進み、鐘場池の北端に達し、同所から鐘場池堤防道路を東へ約 80m 進み、町道国峯 2 号線に達し、同町道を東へ約 150m 進み、町道長嶺大草 1 号線に達し、同町道を北へ約 130m 進み、町道国峯八太林 1 号線に達し、同町道を南へ約 650m 進み、町道峯末八太林 1 号線に達し、同町道を南東へ約 20m 進み、町道柴崎 5 号線に達し、同町道を北東へ約 30m 進み、町道久保田角田八太林 1 号線に達し、同町道を南へ約 20m 進み、町道柴崎 3 号線に達し、同町道を南東へ約 100m 進み、県道美合幸田線に達し、同県道を南東へ約 100m 進み、同町大字久保田字下田と同字八太林との字界の尾根に達し、同尾根を南東へ約 1,300m 進み、大井池堤防の北端に達し、同堤防を南へ約 150m 進み、県道生平幸田線に達し、同県道を西へ約 500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 113ha)	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
14	設楽稲武 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		豊田市黒田町及び北設楽郡設楽町大字西納庫地内の矢作川水系倉川支流黒田川の中部電力株式会社の黒田貯水池の区域 (面積約 81ha)	
15	新城市 吉祥山 (銃)	平 12 県告示第 730 号 改正平 22.10.29 県告示第 630 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		新城市富岡地内の県道豊橋新城鳳来線と高速自動車国道東海自動車道 (東名高速道路) との交点を起点として、同所から新城市と豊橋市との境界を北へ約 2,000m 進み吉祥山山頂に達し、更に同境界を北西へ約 500m 進み中部電力株式会社の特別高圧送電線路に達し、同線路下を北へ約 400m 進み林道吉祥支線に達し、同支線を東へ約 600m 進み市道滝沢吉祥山線に達し、同市道を東へ約 1,200m 進み市道土合赤座線に達し、同市道を北東へ約 800m 進み市道一鍬田大原線に達し、同市道を南東ないし南西へ約 3,600m 進み県道豊橋新城鳳来線に達し、同県道を西へ約 70m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 380ha)	
16	上吉田 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		新城市上吉田字矢田地内の主要地方道豊橋下吉田線と市道上吉田竹ノ輪線との交点を起点として、同主要地方道を南へ約 1,000m 進み黄柳川に達し、同川右岸堤防を下流へ約 700m 進み市道上吉田竹ノ輪線に達し、同市道を北東へ約 1,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 60ha)	
17	豊山町 (銃)	平 17 県告示第 743 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		西春日井郡豊山町の区域全域 (面積約 619ha)	
18	矢並地区 (銃)	平 11 県告示第 697 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		豊田市矢並町地内の県道松平志賀中金線と市道矢並池田線との交点を起点として、同市道を北西へ約 680m 進み市道池田枝線に達し、市道矢並池田線を北西に約 15m 進み沢沿い延びる里道に達し、同里道を北東へ約 65m 進み法沢 717 番地 3 と同 717 番地 39 との境界に達し、同所から尾根に沿って北東へ約 620m 進み同市池田町と同市矢並町と同市小呂町との境界に達し、同所から尾根を南ないし南東へ約 550m 進み同市矢並町清徳 908 番地 1 と同 907 番地との境界に達し、同境界を東へ約 120m 進み国土交通省所管の道路に達し、同道路を南へ約 160m 進み県道松平志賀中金線に達し、同県道を北東へ約 730m 進み蔦池に達し、同池の周囲を約 220m 進み矢並川に達し、同川を南西へ約 1,150m 進み県道松平志賀中金線に達し、同県道を北東へ約 220m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 23ha)	
19	一宮市 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		一宮市の区域全域 (面積約 11,391ha)	
20	北名古屋 (銃)	平 17 県告示第 743 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		北名古屋市の区域全域 (面積約 1,837ha)	
21	猿投 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 25.10.29 県告示第 515 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		豊田市篠原町地内の一般国道 155 号と市道黒坪寺洞線との交点を起点として、同国道を北西へ約 1,200m 進み、市道篠原工業団地 1 号線との交点に達し、同市道を西へ約 700m 進み、市道田畑篠原線に達し、同市道を南西へ約 900m 進み、県道田畑名古屋線に達し、同県道を北西へ約 1,500m 進み、市道前田砂山線との交点に達し、同市道を北東へ約 800m 進み、同市八草町と同市大畑町との境界 (砂川との交点) に達し、同境界を北東へ約 620m 進み、農道との交点に達し、同農道を北ないし東へ約 900m 進み、市道前田砂山線に達し、同市道を北東へ約 200m 進み、一般国道 155 号に達し、同国道を南東へ約 30m 進み、同市八草町と同市大畑町との境界に達し、同境界を北東ないし東へ約 500m 進み、八草町と同市広幡町との境界に達し、同境界を北約 1,100m 進み、県道力石名古屋線 (猿投グリーンロード) に達し、同県道を東へ約 550m 進み、水路に達し、同水路を北東へ 150m 進み、排水路との合流点に達し、同排水路を東へ 20m 進み、土砂採取場跡地法面下端に達し、同法面下端を北東へ約 400m 進み、同跡地北側調整池西側堰堤に達し、同堰堤を北東へ約 40m 進み、四ツ野川に達し、同川を北西へ約 140m 進み、畦畔に達し、同畦畔を北東へ約 50m 進み、農道に達し、同農道を南東へ約 200m 進み、津島神社南側の農道との交点に達し、同農道を南へ約 20m 更に東へ約 80m 進み、西広見川に達し、同川を北へ約 380m 進み、堰堤に達し、同堰堤を対岸へ渡り市道西広見 1 号線に達し、同市道を南へ約 70m 進み、私道との交点に達し、同私道を南へ約 100m 進み、林地と住宅地との境界に達し、同境界を東へ約 120m 更に南西へ約 20m 進み、畦畔に達し、同畦畔を南東へ約 20m 進み、農道に達し、同農道を南へ約 20m 更に東へ約 40m 進み、後田川に達し、同川を南西へ約 20m 進み、市道西広見加納線の橋梁に達し、同橋東詰から真南を見通す線を約 170m 進み、市道西広見寺洞線に達し、同市道を東へ約 200m 進み、県道力石名古屋線 (猿投グリーンロード) に達し、同県道を南東へ約 1,100m 進み、同市篠原町と加納町との境界に達し、同境界を南へ約 1,100m 進み、市道寺洞加納線に達し、同市道を南西へ約 2,300m 進み、市道黒坪寺洞線に達し、同市道を南西へ約 1,400m 進み、起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 842ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
22	三河高原 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		<p>豊田市東大林町地内の林道半ノ木線と県道東大見岡崎線との交点を起点として、愛知県森林・林業技術センター下山林木育種地の北側境を東へ約 100m 進み愛知県畜産総合センター（大林牧野）と林地との境界に達し、同境界を南東へ約 500m 進み同牧野の東角の作業道大平線に達し、同作業道を牧野の境界に沿って南西へ約 200m 進み県道東大見岡崎線に達し、同県道を南東へ約 100m 進んだ地点から南西へ延びる尾根（稜線）に沿って約 500m 進み林内歩道に達し、同歩道を南東へ約 300m 進み大林農道に達し、同農道を南西へ約 1,500m 進み市道田平沢大林線に達し、同市道を西へ約 400m 進み豊田市立岩町と同市田平沢町との境界に達し、同境界を北西へ約 2,000m 進み市有林（長坂団地）内において林内歩道に達し、同歩道を谷沿いに北東へ約 1,500m 進み市道下山神殿立岩線に達した地点から民有林を北東へ約 400m 進み林道半ノ木線に達し、同林道を東へ約 1,800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 381ha）</p>	
23	音羽地域 (銃)	平 17 県告示第 743 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		<p>豊川市赤坂町関川地内の県道長沢国府線と赤坂町と御油町の境界との交点を起点として、同境界線を南西へ約 1,400m 進み赤坂町と御津町金野との境界に達し、同境界を西へ宮路山頂を経て約 4,200m 進み長沢町と蒲郡市との境界に達し、同境界を県道長沢蒲郡線を経て北へ約 700m 進み三河湾スカイラインに達し、同スカイラインを北へ約 300m 進み長沢町と蒲郡市の境界に達し、同境界を北へ約 400 長沢町西切山と同小沢の字界に達し、同字界を尾根に沿って東へ約 300m 進み標高 340m の山頂に達し、同所から長沢町西切山と同小沢の字界である尾根に沿って北東へ約 1,000m 進み標高 271m の山頂に達し、同所から長沢町小沢 56 番地 13 と同 56 番地 49 の筆界である尾根に沿って北西へ約 400m 進み林道小沢線（同林道の起点から約 1,100m 地点）を経て小沢川砂防ダムに達し、同砂防ダムから長沢町天ヶ峯と同小沢の字界に沿って北西ないし北東へ約 300m 進み標高 222m の山頂に達し、同所から尾根に沿って北西へ約 400m 進み林道上谷下線（同林道の起点から約 1,100m 地点）に達し、同所から長沢町天ヶ峯と同町上谷下の字界に沿って北西へ約 500m 進み標高 294m の山頂（長沢町と岡崎市鉢地町の境界線上、目標は中部電力(株)の幸田新三河線 17 号鉄塔）に達し、同所から長沢町と岡崎市鉢地町の境界を北へ約 1,100m 進み岡崎市本宿町との境界に達し、同所から長沢町と岡崎市本宿町の境界を東へ約 700m 進み岡崎市上原文町との境界に達し、同所から長沢町と岡崎市上原文町の境界を東へ約 2,800m 進み長沢町と岡崎市鹿岡町の境界に達し、同境界を東へ約 500m 進み標高 372m の山頂に達し、同所から南へ長沢町下谷下 55 番地 14 と同 55 番地 15 の筆界に沿って約 300m 進み作業道下谷下 2 号線の終点に達し、同作業道を南西ないし西へ約 300m 進み作業道下谷下 1 号線に達し、同作業道を南ないし西へ約 100m 進み林道牛沢下谷下線に達し、同林道を南ないし東へ約 4,000m 進み林道筑田牛沢線に達し、同林道を東ないし北東へ約 3,000m 進み県道豊川額田線に達し、同県道を東へ約 200m 進み萩町筑田 56 番地 115 と同 56 番地 116 の筆界に達し、同所から尾根に沿って南東へ約 200m 進み標高 275m の山頂に達し、同所から南東へ直線で約 300m 進み標高 268m の山頂に達し、同所から南東へ直線で約 300m 進み町道慈眼庵千甫地線の終点に達し、同所から北東へ直線で約 700m 進み標高 231m の山頂に達し、同所から萩町寺山と同町後田奥の字界である尾根に沿って北西へ約 500m 進み標高 320m の山頂に達し、同所から同町と岡崎市鳥川町との境界を北東へ約 1,000m 進み岡崎市大代町との境界に達し、同所から萩町と岡崎市大代町の境界を南東へ約 500m 進み標高 353m の山頂に達し、同所から萩町後田奥と同町広田の字界である尾根に沿って南西へ約 500m 進み標高 258m の山頂に達し、同所から同字界である尾根に沿って南西へ 500m 進み標高 211m の山頂に達し、同所から萩町広田 11 番地 1 と同町 15 番地 1 の 3 との筆界を南東へ約 200m 進み県道大代音羽線に達し、同県道を東へ約 200m 進み広田橋に達し、同所から西へ直線で約 100m 進み、萩町萩沢口 10 番地 3 と同 2 番地 2 との筆界との交点に達し、同所から尾根に沿って南西へ約 200m 進み里道に達し、同里道を南西へ約 700m 進み同町二斗目 43 番地 7 と同 53 番地 3 の筆界に達し、同所から尾根に沿って南へ約 200m 進み町道油田小貝津線に達し、同町道を南東へ約 500m 進み農道萩 316 号線に達し、同所から東へ直線で約 200m 進み林道観音山線に達し、同林道を北東へ約 100m 進み普通河川千鳥川に達し、同河川を南ないし南西へ約 200m 進み萩町油田地内の水路に達し、同水路を南ないし、東へ約 300m 進み里道に達し、同里道を西へ約 100m 進み農道萩 322 号線に達し、同農道を南東へ約 100m 進み萩町油田地内の水路に達し、同水路を南ないし北西へ約 300m 進み農道萩 320 号線の終点に達し、同所から南西へ直線で約 800m 進み標高 211m の山頂に達し、同所から町道近久線を経て南西へ直線で約 600m 進み標高 150m の山頂に達し、同所から南西へ約 200m 尾根に沿って進み標高 180m の山頂に達し、同所から南へ直線で約 200m 進み萩町と平尾町の境界線上の標高 150m の山頂に達し、同境界を南へ約 800m 進み御油町との境界に達し、同所から萩町と御油町の境界線上を南西へ約 150m 進み赤坂町との境界に達し、同所から赤坂町と御油町の境界線上を南西へ約 2,250m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 2,430ha）</p>	
24	額田峰 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		<p>岡崎市夏山町地内の一般国道 473 号と市道夏山大久手線との交点を起点として、同国道を北へ約 2,600m 進み同市南大須町地内で市道桜形南大須線に達し、同市道を東へ約 400m 進み林道に達し、同林道を南東へ約 800m 進み尾根に達し、同尾根を南へ約 1,300m 進み同市夏山町地内で堰堤を通り市道夏山大久手線に達し、同市道を南西へ約 2,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 200ha）</p>	
25	白浜・白磯 及び 田原緑が浜 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		<p>田原市片浜町地内の市道波瀬前南瀬古線と県道豊橋渥美線との交点を起点として、同県道を西に約 3,480m 進み同市白磯地内の南側護岸堤防の延長線との交点に達し、同護岸堤防を北西へ約 200m、北東へ約 650m、南東へ約 200m、北東へ約 300m、東へ約 600m、北へ約 150m、西へ約 400m、北西へ約 1,150m、北東へ約 1,450m、南東へ約 600m、南へ約 800m、北東へ約 50m、南へ約 250m、南西へ約 50m 進み、更に東へ約 500m 進み市道波瀬前南瀬古線に達し、同市道を南へ約 300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域、田原市緑が浜及び同市浦町大洲の区域（面積約 1,250ha）</p>	

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
26	豊橋南部 (銃)	平 23.10.28 県告示第 615 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		豊橋市城下町地内の一般国道 42 号の豊橋市と田原市の境界を起点として、一般国道 42 号を東へ約 1,100m 進み県道城下老津線に達し、同県道を北へ約 2,400m 進み市道西赤沢町・老津町 92 号線に達し、同市道を北東へ約 1,000m 進み市道老津町 562 号線に達し、同市道を北東へ約 330m 進み県道伊古部老津線に達し、同県道を北へ約 20m 進み市道富士見台 24 号線に達し、同市道を東へ約 230m 進み市道老津町 299 号線に達し、同市道を北へ約 300m 進み市道老津町・南大清水町 289 号線に達し、同市道を東へ約 90m 進み市道老津町・南大清水町 288 号線に達し、同市道を北へ約 140m 進み更に嵩山池上池北東の小川に沿う農道を北東へ約 370m 進み市道老津町・南大清水町 2 号線に達し、同市道を北へ約 300m 進み市道南大清水町 17 号線に達し、同市道を北東へ約 200m 進み市道野依町・老津町 3 号線に達し、同市道を北東へ約 20m 進み市道南大清水町 26 号線に達し、同市道を北東へ約 410m 進み市道南大清水町・大清水町 27 号線に達し、同市道を北東へ約 780m 進み一般国道 23 号に達し、同国道を東へ約 60m 進み市道植田町 244 号線に達し、同市道を東へ約 100m 進み市道野依町 39 号線に達し、同市道を北東へ約 1,340m 進み市道植田町・野依町 237 号線に達し、同市道を東へ約 210m 進み市道野依町 28 号線に達し、同市道を北へ約 100m 進み市道野依町 277 号線に達し、同市道を北へ約 270m 進み県道野依植田線に達し、同県道を東へ約 170m 進み県道伊古部南栄線に達し、同県道を南東へ約 350m 進み市道天伯町・野依町 1 号線に達し、同市道を北東ないし東へ約 2,250m 進み市道天伯町 25 号線に達し、同市道を北東へ約 60m 進み県道東七根藤並線に達し、同県道を北東へ約 1,520m 進み市道高田町・東高田町 28 号線に達し、同市道を南東へ約 60m 進み市道天伯町・高田町 110 号線に達し、同市道を東へ約 500m 進み市道天伯町 114 号線に達し、同市道を北へ約 8m 進み市道藤並町・東高田町 30 号線に達し、同市道を北へ約 350m 進み市道藤並町・大岩町 38 号線に達し、同市道を北東へ約 650m 進み一般国道 1 号に達し、同国道を南東へ約 6,000m 進み愛知県と静岡県との境界に達し、同境界を南に約 2,300m 進み表浜海岸に達し、同海岸を西に約 13,000m 進み豊橋市と田原市の境界に達し、同境界を北に約 450m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 6,600ha)	
27	海部南部 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		弥富市境町地先の海岸堤防と名古屋港高潮防波堤 (鍋田干拓地西堤防) との交点を起点として、同海岸堤防を東へ進み筏川河口に達し、更に同海岸堤防を東へ約 1,500m 進み海岸へ出て、同所から名古屋港西部臨海工業地帯木場金岡ふ頭 (西 2 区) 北側護岸に沿って東ないし北へ進み同ふ頭東側護岸に達し、同護岸及び同飛鳥ふ頭 (西 4 区) 東側護岸に沿って南へ進み同ふ頭南側護岸に達し、同護岸に沿って西へ進み同護岸西端に達し、同所から名古屋港西航路北西側の名古屋港高潮防波堤 (鍋田堤) の南端を見通す線を南西へ進み同防波堤南端に達し、同防波堤を北西へ進み木曾岬干拓地南堤防との交点に達し、同堤防を西へ進み愛知県と三重県との境界に達し、同境界を北西へ進み木曾岬干拓地北堤防に達し、同堤防を東へ進み名古屋港高潮防波堤 (鍋田干拓地西堤防) との交点に達し、同防波堤を北へ進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、弥富鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 2,251ha)	
28	扶桑町 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		一般国道 41 号より北西部の丹羽郡扶桑町の区域全域 (面積約 739ha)	
29	豊明市 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		県道瀬戸大府東海線と豊明市と大府市との境界との交点を起点として、同境界を北西へ約 3,300m 進み豊明市と名古屋市の境界に達し、同境界を北東へ約 9,000m 進み東郷町と豊明市との境界に達し、同境界を南東へ約 4,500m 進み刈谷市と豊明市との境界に達し、同境界を南西へ約 5,100m 進み豊明市阿野町と同市栄町との境界に達し、同境界を北西へ約 500m 進み同市栄町元屋敷と同市栄町神田との境界に達し、同境界を西へ約 60m 進み市道栄 278 号に達し、同市道を西へ約 500m 進み市道栄 269 号に達し、同市道を北へ約 100m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 2,236ha)	
30	刈谷豊田 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		知立市内の一般国道 1 号と県道豊田知立線との交点を起点として、同県道を北へ約 4,900m 進み茶屋川に達し、同川を南西へ約 1,600m 進み境川に達し、同川を上流 (北東) へ約 900m 進みみよし市と刈谷市との境界に達し、同境界を南東へ約 3,200m 進みみよし市と豊田市との境界に達し、同境界を東へ約 1,000m 進み豊田市道旧名岡線に達し、同市道を南東へ約 800m 進み県道宮上知立線に達し、同県道を南西へ約 2,200m 進み市道前林大島線に達し、同市道を東へ約 500m 進み市道三好知立線に達し、同市道を南西へ約 700m 進み市道大島春日線に達し、同市道を北西へ約 700m 進み県道宮上知立線に達し、同県道を南西へ約 2,500m 進み市道旧宮上知立線に達し、同市道を南西へ約 300m 進み知立市と豊田市との境界に達し、同境界を南へ進み逢妻川に達し、同川を南西へ約 700m 進み一般国道 1 号に達し、同国道を北西へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 1,200ha)	
31	藤岡南部 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		豊田市深見町地内の一般国道 419 号と県道深見亀首線との交点を起点として、同国道を南西へ約 3,600m 進み西中山川に達し、同川を南東へ約 1,400m 進み同市西中山町と同市御船町との境界に達し、同境界を南西へ約 560m 進み同市西中山町と同市高町との境界に達し、同境界を北西に約 145m 進み、同市西中山町と同市亀首町との境界に達し、同境界を北西に約 1,270m 進み一般国道 419 号に達し、同国道を南西へ約 690m 進み県道深見亀首線に達し、同県道を北ないし北東へ約 5,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 460ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
32	西尾碧南 (銃)	平 17 県告示第 743 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		矢作川に架かる米津橋の中央を起点として、同川の中心を東へ進み西尾市と安城市との境界に達し、同境界を東へ約 2,500m 進み西尾市地内の矢作川と矢作古川との分流点に達し、矢作古川左岸を南へ進み同川に架かる市道八ツ面西浅井線の小島橋に達し、同所から同市道を東へ約 200m 進み同市小島町地内で市道小島米野線に達し、同市道を東へ約 600m 進み同市米野町地内で市道江原米野線に達し、同市道を南西へ約 1,400m 進み同市江原町地内で市道江原 48 号線に達し、同市道を西へ約 50m 進み同町地内で安藤川に達し、同川左岸を南西へ約 250m 進み同町地内で主要地方道岡崎碧南線に達し、同地方道を西へ約 1,800m 進み同市熊味町地内で市道熊味道光寺線に達し、同市道を南西へ約 600m 進み同市道光寺町地内で主要地方道豊田一色線に達し、同地方道を北へ約 2,300m 進み矢作川に達し、同川左岸を西へ約 2,700m 進み市道上町中畑線に達し、同市道を南西へ約 1,800m 進み市道中畑 1 号線に達し、同市道を南西へ約 220m 進み、市道中畑 98 号線に達し、同市道を南西へ約 230m 進み県道平坂福清水線に達し、同県道(中畑橋)を北西へ約 400m 進み碧南市流作町地内の矢作川右岸堤防上道路に達し、同道路を北東へ約 2,200m 進み同市鷺塚町地内の県道米津碧南線(上塚橋西交差点)に達し、同県道を東へ約 1,300m 進み西尾市と碧南市の境界に達し、同境界を北東へ約 160m 西へ約 480m 進み西尾市、碧南市、安城市の境界に達し、西尾市と安城市の境界を北東へ約 760m 進み主要地方道西尾知多線に達し、同地方道を南東へ約 1,900m 進み主要地方道豊田一色線に達し、同地方道を南へ約 150m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 839ha)	
33	勘八 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		豊田市成合町地内の県道中金百特定猟具使用禁止区域線と市道成合力石線との交点を起点として、同県道を南ないし西へ約 4,000m 進み市道岩滝手呂線に達し、同市道を南へ約 700m 進み市営手呂住宅内道路に達し、市営手呂住宅外周を東へ約 100m 更に南へ約 170m 更に西へ約 130m 進み市道岩滝手呂線に達し、同市道を南西へ約 100m 進み市道岩滝百特定猟具使用禁止区域線に達し、同市道を南東へ約 400m 進み県道則定豊田線に達し、同県道を南西へ約 1,800m 進み市木川(市木橋)に達し、同川を北西へ約 600m 進み県道細川豊田線に達し、同県道を北へ約 2,800m 進み一般国道 153 号に達し、同国道を北ないし北東へ約 4,000m 進み市道成合力石線に達し、同市道を南東へ約 1,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 700ha)	
34	稲沢市 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		稲沢市の区域全域(面積約 7,930ha)	
35	岡崎小針 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岡崎市北野町地内の岡崎市と豊田市との境界と県道駕鴨安城線との交点を起点として、同県道を南西へ約 450m 進み市道東山東河原線に達し、同市道を南西へ約 650m 進み県道岡崎環状線に達し、同県道を南西へ約 1,900m 進み一般国道 1 号に達し、同国道を北西へ約 1,100m 進み同国道の岡崎市と安城市との境界との交点に達し、同所から安城市地内の市道 104 号線を北西へ約 2,200m 進み豊田市と岡崎市との境界に達し、同境界をおおむね北東ないし南東へ約 4,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 532ha)	
36	大治町 (銃)	平 10 県告示第 707 号 改正平 20.10.31 県告示第 601 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		海部郡大治町の区域全域(面積約 658ha)	
37	矢作ダム (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		豊田市時瀬町地内の奥矢作橋と岐阜県境との交点を起点として、同県境(矢作川)を東へ約 10,000m 進み同市牛地町と同市川手町との境界に達し、同境界を南東へ約 100m 進み県道大野瀬小渡線に達し、同県道を西へ約 10,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 210ha)	
38	段戸 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		北設楽郡設楽町所在国有林段戸事業区の 35,36,37,38,39,45,46,47,48,49,52,53,54,55,91,92,93,96,97,121,122,134,153,154,155,156 及び 166 の各林班の区域(約 800ha)	
39	須渕 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岡崎市才栗町地内の才栗橋付近の県道岡崎設楽線と栗木作業道との交点を起点として、同県道を北ないし東へ約 2,100m 進み県道南大須鴨田線に達し、同県道を南東へ約 100m 進み交通大学進入道路に達し、同道路を南西ないし南東へ約 900m 更に南西へ約 500m 進み市道蓬生才栗 2 号線に達し、同市道を南東へ約 200m 進み地藏堂に達し、同所から作業道を南西ないし西へ約 900m 進み市道黍生線に達し、同市道を西へ約 200m 進み市道蓬生才栗 2 号線に達し、同市道を北西ないし北へ約 600m 進み栗木作業道に達し、同作業道を北西ないし西へ約 700m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 114ha)	
40	長久手市 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		長久手市内全域(面積約 2,154ha)	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
41	尾張旭市 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		尾張旭市の区域全域。ただし、森林公園鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 1,030ha)	
42	大重 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		岡崎市上衣文町字下り松と鹿勝川町字宮下と豊川市との境界点を起点として、岡崎市鶴巣町字大フトコロ、上衣草文町字下り松と鹿勝川町字宮下との境界を北へ約 2,200m 進み同市鹿勝川町字半ノ木と同字高畑との境界との交点に達し、同所から尾根に沿って南東へ約 2,000m 進み同市と豊川市との境界に達し、同境界を南西へ約 2,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 210ha)	
43	吉良幡豆 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		西尾市吉良町富好新田地内の一般国道 247 号と市道小山田富好新田線との交点を起点として、同市道を北へ約 1,000m 進み市道荻原 92 号線に達し、同市道を東へ約 1,000m 進み四ツ池の一番池えん堰に達し、同所から作業道を北へ約 400m 進みパイロット農道に達し、同農道を北へ約 300m 進み市道厨 202 号線に達し、同市道を北東へ約 500m 進み県道西尾幡豆線に達し、同県道を南東へ約 2,400m 進み一般国道 247 号に達し、同国道を西へ約 2,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 200ha)	
44	美浜町奥田 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		知多郡美浜町大字奥田字午池及び字南廻間一円の区域 (面積約 26ha)	
45	岡崎幸田 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		額田郡幸田町大字深溝字天王前地内の一般国道 23 号と県道蒲郡環状線との交点を起点として、同国道を北西へ約 1,900m 進み一般国道 248 号と県道岡崎幸田線との交差点に達し、同県道を北へ約 1,200m 進み東海旅客鉄道東海道新幹線に達し、同鉄道を北西へ約 2,100m 進み赤川に達し、同川を南東へ約 250m 進み町道野場横落線に達し、同町道を東へ約 800m 進み町道菱池前田 1 号線に達し、同町道を南へ約 50m 進み東海旅客鉄道東海道本線に達し、同鉄道を北へ約 2,200m 進み県道安城幸田線に達し、同県道を北西へ約 1,600m 進み県道岡崎碧南線に達し、同県道を北東へ約 500m 進み市道上池福岡線に達し、同市道を東に約 800m 進み、県道市場福岡線に達し、同県道を北東へ約 2,500m 進み市道幸田岡崎線に達し、同市道を南西へ約 700m 進み岡崎市と同郡幸田町との境界で町道坂崎 1 号線に接続し、同町道を南西へ約 1,500m 進み一般国道 248 号に達し、同国道を南へ約 4,400m 進み町道荻平松芦谷立石 1 号線に達し、同町道を東南へ約 40m 進み砂防河川前野川沿いを東へ約 700m 進み更に南へ約 20m 進み林道芦谷 1 号線に達し、同林道を西へ約 320m 進み町道芦谷荻 1 号線に達し、同町道を南へ約 120m 進み町道芦谷山ノ田大入 1 号線に達し、同町道を東へ約 250m 進み町道芦谷蛤沢山ノ田 1 号線に達し、同町道を南へ約 250m 進み町道芦谷荻 1 号線に達し、同町道を南西へ約 100m 進み町道芦谷深溝 1 号線に達し、同町道を南西へ約 430m 進み町道蛄沢深溝蛤沢 1 号線に達し、同町道を南西へ約 100m 進み蛄沢池に達し、同池の堤防道路を北西へ約 90m 進み町道愛宕山鮑沢 1 号線に達し、同町道を南西へ約 300m 進み町道愛宕山七平 1 号線に達し、同町道を南東へ約 500m 進み町道七平水口田 1 号線に達し、同町道を南東へ約 300m 進み町道深溝 1 号線に達し、同町道を北東へ約 600m 進み町道一之宮大樋口 1 号線に達し、同町道を北東へ約 80m 進み町道一之宮越屋敷 1 号線に達し、同町道を北東へ約 200m 進み農道農幸幸田線に達し、同農道を南東へ約 100m 進み町道東宮ノ入越屋敷 1 号線に達し、同町道を南東へ約 120m 進み町道深溝清水興五右エ門沢 1 号線に達し、同町道を東へ約 150m 進み農道深溝大池上五反田 1 号線に達し、同農道を南東へ約 1,300m 進み幸田町大字深溝字二枚畑地内の作業林道口との三差路に達し、同所から足後池の東岸を南へ約 400m 進み農道深溝西馬乗 1 号線に達し、同農道を西へ約 120m 進み町道向江松 2 号線に達し、同町道を北西へ約 20m 進み町道林畔向江松 1 号線に達し、同町道を南西へ約 120m 進み幸田町大字深溝字江松地内で県道蒲郡環状線に達し、同県道を南西へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 1,240ha)	
46	岡崎 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		岡崎市丸山町地内の高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)と県道岡崎設楽線との交点を起点として、同自動車国道を北西へ約 3,800m 進み、市道小呂線に達し、同市道を東へ約 700m 進み、市道小呂洞線に達し、同市道を東へ約 1,800m 更に南へ約 1,100m 進み、市道高隆寺 1 号線に達し、同市道を東へ約 100m 進み、市道大平田口線に達し、同市道を北東へ約 2,600m 進み、岡崎墓園の北側境界に達し、同境界を東へ約 1,000m 進み、第 1 号岡崎火葬場境界に達し、同境界を東へ約 500m 進み、市道青木線に達し、同市道を東へ約 800m 進み、市道秦梨小美線に達し、同市道を南西へ約 2,400m 進み、岡崎市中央総合公園境界に達し、同境界を南西へ約 1,000m 進み、市道秦梨小美線に達し、同市道を南西へ約 1,000m 進み、県道岡崎設楽線に達し、同県道を西へ約 1,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 730ha)	
47	西尾吉良 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		西尾市吉良町寺嶋地内の県道宮迫今川線と県道西尾吉良線との交点を起点として、県道宮迫今川線を南東へ約 3,900m 進み県道幸田幡豆線に達し、同県道を南へ約 200m 進み県道西尾幸田線に達し、同県道を西へ約 6,200m 進み県道下横須賀大島線に達し、同県道を南へ約 3,800m 進み一般国道 247 号(松大橋)に達し、同橋を渡って矢作古川の右岸堤防を北へ約 5,000m 進み県道西尾幡豆線(横須賀大橋)に達し、同県道を北西へ約 1,800m 進み市道今川細池 3 号線に達し、同市道を北へ約 800m 進み市道熊味今川 1 号線に達し、同市道を北へ約 800m 進み県道花蔵寺花ノ木線に達し、同県道を東へ約 2,300m 進み広田川に達し、同川右岸堤防を北東へ約 1,500m 進み県道蒲郡碧南(駒場橋)に達し、同県道を南東へ約 1,200m 進み須美川に達し、同川右岸堤防を南西へ約 1,350m 進み県道西尾吉良線に達し、同県道を南西へ約 1,800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 1,250ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
48	知立 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		知立市西町草刈地内の一般国道 155 号と市道西町 8 号線との交点を起点として、同市道を北西へ約 500m 進み逢妻川(逢妻橋)に達し、同川を北東へ約 800m 進み逢妻男川と逢妻女川との合流点に達し、同所から逢妻男川を南東(上流)へ約 2,100m 進み知立市と豊田市との境界に達し、同境界に沿っておおむね東へ約 4,100m 進み知立市と安城市との境界に達し、同境界をおおむね南西へ約 4,000m 進み県道安城八ツ田知立線に達し、同県道を南へ約 180m 進み安城市道竜田肥田 4 号線との交点に達し、同市道を南西へ約 150m 更に南東へ約 260m 進み県道豊田一色線と安城市道肥田ハゼ原線との交点に達し、同市道を南東へ約 800m 進み県道安城八ツ田知立線との交点に達し、同県道を南東へ約 400m 進み明治用水に達し、同用水を南西へ約 1,000m 進み同市二本木町地内で東海旅客鉄道東海道本線に達し、同東海道本線を北西へ約 5,900m 進み県道知立東浦線に達し、同県道を北東へ約 2,600m 進み一般国道 155 号に達し、同国道を北東へ約 1,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 1,940ha)	
49	安城 (銃)	平 11 県告示第 697 号 改正平 25.10.29 県告示第 514 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		安城市里町地内の安城市と知立市と豊田市との境界を起点として、安城市と豊田市との境界を東へ約 2,800m 進み、県道名古屋岡崎線に達し、同県道を南東へ約 400m 進み、市道里橋目 1 号線に達し、同市道を南へ約 1,400m 進み、県道豊田安城自転車道線に達し、同県道を南へ約 700m 進み、市道旧国道線に達し、同市道を東へ約 900m 進み、市道宇頭茶屋尾崎 3 号線に達し、同県道を南へ約 500m 進み、市道新田尾崎線に達し、同市道を南へ約 150m 進み、名古屋鉄道名古屋本線に達し、同名古屋本線を西へ約 1,900m 進み、名古屋鉄道西尾線に達し、同西尾線を南東へ約 2,600m 進み、安城市新田町地内で市道新田弁天線に達し、同市道を東へ約 800m 進み、県道安城桜井線に達し、同県道を南へ約 900m 進み、県道岡崎半田線に達し、同県道を東へ約 1,100m 進み、西鹿乗川に達し、同川を南へ約 4,000m 進み、東海旅客鉄道東海道新幹線に達し、同東海道新幹線を南東へ約 50m 進み、県道桜井岡崎線に達し、同県道を東へ約 350m 進み、市道河野川島 1 号線に達し、同市道を北東へ約 1,050m 進み、県道安城幸田線に達し、同県道を南東へ約 1,300m 進み、安城市と岡崎市の境界に達し、同境界を南西へ約 1,500m 進み、東海旅客鉄道東海道新幹線に達し、同東海道新幹線を北西へ約 800m 進み、市道川島桜井 2 号線に達し、同市道を南へ約 200m 進み、市道川島藤井線に達し、同市道を南へ約 3,500m 進み、市道野寺寺領 4 号線に達し、同市道を南東へ約 200m 進み、市道仏供田願明線に達し、同市道を南へ約 20m 進み、鹿乗川に達し、鹿乗川を東へ約 200m 進み、市道桜井木戸線に達し、同市道を南へ約 40m 進み、市道西屋敷東屋敷線に達し、同市道を西へ約 170m 進み、市道姫小川藤井線に達し、同市道を西へ約 920m 進み、市道東先大畑線に達し、同市道を北へ 600m 進み、市道野寺藤井線に達し、同市道を東へ約 900m 進み、県道西尾小川線に達し、同県道を北へ約 450m 進み、市道久手岩根線に達し、同市道を西へ約 500m 進み、県道岡崎西尾線に達し、同県道を北東へ約 150m 進み、市道石井小川 1 号線に達し、同市道を西へ約 600m 進み、県道豊田安城自転車道線に達し、同県道を北へ約 1,000m 進み、市道新左小三尻線に達し、同市道を北へ約 500m 進み、市道雨池阿原線に達し、同市道を東へ約 950m 進み、市道元山稲荷東線に達し、同市道を北へ約 650m 進み、市道堀内山畑 4 号線に達し、同市道を北東へ約 100m 進み、市道高曾根西口線に達し、同市道を北西へ約 950m 進み、市道小川安城線に達し、同市道を北東へ約 450m 進み、市道福釜安城線に達し、同市道を西へ約 500m 進み、県道豊田安城自転車道線に達し、同県道を北へ 600m 進み、市道箕輪古井線に達し、同市道を北西へ約 2,100m 進み、県道岡崎刈谷線に達し、同県道を北西へ約 1,100m 進み、明治用水に達し、同用水を東へ約 1,700m 進み、安城市篠目町地内で県道安城八ツ田知立線に達し、同県道を北西へ約 400m 進み、市道肥田ハゼ原線に達し、同市道を北西へ約 800m 進み、市道篠目肥田 2 号線に達し、同市道を北西へ約 300m 進み安城市と知立市との境界に達し、同境界を北東へ 7,300m 進み、起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 3,221ha)	
50	正宗寺 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		豊橋市嵩山町中村地内の一般国道 362 号と市道嵩山町 81 号線と市道嵩山町 55 号線との交点を起点として、市道嵩山町 55 号線を北東へ約 200m 進み市道嵩山町 44 号線に達し、同市道を西へ約 400m 進み市道嵩山町 34 号線に達し、同市道を西へ約 50m 進み同町字山角庵と同町字山軍場との境界に達し、同境界を北へ約 1,300m 進み同町と同市石巻中山町との境界に達し、同境界を東へ約 500m 進み同市嵩山町字山角庵と同町字北山との境界に達し、同境界を南へ約 1,200m 進み市道嵩山町 63 号線に達し、同市道を南東へ約 200m 進み市道嵩山町 81 号線に達し、同市道を西へ約 400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 94ha)	
51	田原 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		豊橋市杉山町中藁地先の海岸堤防南西端を起点として、同堤防を南東へ約 1,350m 進み、更に同堤防を南西へ約 2,200m 進み田原市地内に入り、同堤防と田原市道江繩川尻線との交点に達し、同市道を南東へ約 280m 進み一般国道 259 号との交点に達し、同国道を南西へ約 1,400m 進み市道岩ノ根大坪線に達し、同市道を西へ約 1,650m 進み県道田原高松線に達し、同県道を西ないし南西へ約 2,950m 進み市道中恩中奥恩中線に達し、同市道(田原南部小学校鳥獣保護区境界線)を北西へ約 630m 進み山岳歩道に達し、同歩道を西ないし北東へ約 1,000m 進み山岳歩道との交点に達し、更に同歩道を西へ約 500m 進み滝頭山山頂に達し、同所から同歩道を北東ないし北へ約 1,400m 進み衣笠山山頂に達し、更に同歩道を北ないし北東へ約 1,400m 進み鉦山道との交点に達し、同所から東へ約 300m 進み市道姫島港線に達し、同市道を横切り更に東へ約 350m 進み市道蔵王南口線に達し、同市道を東へ約 1,100m 進み県道蔵王山線に達し、同県道を東ないし南へ約 4,200m 進み県道田原高松線に達し、同県道を南西ないし南東へ約 1,200m 進み汐川左岸堤防に達し、同堤防を田原湾に沿って北東へ約 3,400m 進み県道豊橋樞美線に達し、同県道を東へ約 200m 進み三河湾臨海用地の田原市緑が浜 4 号の南西端に達し、同所から同 4 号の南端に沿って東へ進み同 4 号の南東端に達し、同所から起点を見通す線に囲まれた一円の区域(面積約 1,190ha)	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
52	常滑 (銃)	平 19 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		常滑市と知多市と伊勢湾との境界を起点として、常滑市と知多市との境界を東へ約 1,400m 進み市道東海知多線に達し、同市道を南へ約 200m 進み農免農道三崎西部線に達し、同農免農道を南へ約 2,300m 進み幹線農道 1 号に達し、同農道を北東へ約 560m 進み市道 5189 号線に達し、同市道を南東へ約 1,400m 進み市道 5207 号線に達し、同市道を南西へ約 400m 更に北西へ約 1,100m 進み市道 5219 号線に達し、同市道を南南西へ約 200m 進み農免農道三崎西部線に達し、同農免農道を南へ約 1,300m 進み県道知多横断道路(セントレアライン)に達し、同県道を東へ約 1,800m 進み常滑市と半田市との境界に達し、同境界を南へ約 2,660m 進み市道 2443 号線に達し、同市道を西へ約 600m 進み市道中大流大曾線に達し、同市道を西へ約 1,500m 進み県道半田常滑線に達し、同県道を南西へ約 150m 進み一般国道 247 号に達し、同国道を南へ約 1,700m 進み市道 6520 号線に達し、同市道を東へ約 230m 進み市道 6530 号線に達し、同市道を南へ約 220m 更に南東へ約 380m 進み市道 6525 号線に達し、同市道を南西へ約 250m 進み市道 6540 号線に達し、同市道を北西へ約 220m 進み市道 6523 号線に達し、同市道を南西へ約 70m 進み市道 6541 号線に達し、同市道を西へ約 200m 進み一般国道 247 号に達し、同国道を南へ約 1,100m 進み県道古場武豊線に達し、同県道を東へ約 380m 進み市道 6571 号線に達し、同市道を南へ約 210m 進み市道 6576 号線に達し、同市道を東へ約 20m 進み市道 6577 号線に達し、同市道を南西へ約 90m 進み市道 6580 号線に達し、同市道を南東へ約 50m 更に南西へ約 110m 進み市道 6581 号線に達し、同市道を南東へ約 50m 進み農道に達し、同農道を南西へ約 200m 進み市道 6584 号線に達し、同市道を南東へ約 60m 進み更に南西へ約 100m 進み市道 6585 号線に達し、同市道を南東へ約 440m 進み幹線農道 4 号に達し、同農道を南西へ約 280m 進み一般国道 247 号に達し、同国道を南へ約 900m 進み県道武豊小鈴谷線に達し、同県道を東へ約 900m 進み市道 3676 号線に達し、同市道を南西へ約 1,400m 進み一般国道 247 号に達し、同国道を南へ約 570m 進み市道 7079 号線に達し、同市道を東へ約 80m 更に南へ約 80m 進み市道 7080 号線に達し、同市道を東へ約 50m 進み市道 7077 号線に達し、同市道を南へ約 30m 更に東へ約 70m 進み農道に達し、同農道を東へ約 300m 進み愛知用水に達し、同用水を南へ約 650m 進み市道坂井富貴線に達し、同市道を西へ約 180m 進み市道 7113 号線に達し、同市道を南東へ約 80m 進み市道 7121 号線に達し、同市道を南西へ約 200m 進み市道 7120 号線に達し、同市道を西へ約 100m 進み市道 7119 号線に達し、同市道を西へ約 100m 進み市道 7118 号線に達し、同市道を西へ約 100m 進み市道 7117 号線に達し、同市道を北へ約 50m 進み市道坂井富貴線に達し、同市道を西へ約 250m 進み一般国道 247 号に達し、同国道を南西へ約 650m 進み常滑市と知多郡美浜町との境界に達し、同境界を北西へ約 600m 進み伊勢湾に達し、同所から西の沖合へ約 50m 進み、同所から北へ海岸線(干潮時の汀線)から 50m の位置に沿って約 19,800m 進み起点から西の沖合 50m の位置に達し、同所から東へ 50m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 2,809ha)	
53	豊橋 オリエン テーリング (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		豊橋市賀茂町地内の高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)と県道豊橋乗本線との交点を起点として、同県道を北東へ約 2,500m 進み、豊川市と新城市との境界に達し、同境界を南東へ約 1,000m 進み、豊川市と新城市及び豊橋市との境界に達し、同所から豊橋市と新城市との境界を東へ約 1,900m 進み、吉祥山山頂に達し、更に同境界を南東へ約 2,200m 進み、高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)に達し、同自動車国道を西へ約 4,500m 進み、起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 540ha)	
54	芦ヶ池 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		田原市野田町地内の県道赤羽根野田線と市道芦村野田市場線との交点を起点として、同県道を南へ約 850m 進み市道山崎東南田線に達し、同市道を南東へ約 350m 進み県道赤羽根野田線に達し、同県道を南へ約 150m 進み市道吹上柿ノ木線に達し、同市道を南東へ約 70m 進み市道野田沖田 1 号線に達し、同市道を南東へ約 700m 進み県道高松石神線に達し、同県道を西へ約 850m 進み県道赤羽根野田線に達し、同県道を北へ約 70m 進み市道西ひるわ南台 2 号線に達し、同市道を西へ約 900m 進み市道芦村野田市場線に達し、同市道を北へ約 2,550m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 172ha)	
55	あま市 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		あま市全域(面積約 2,759ha)	
56	刈谷 (銃)	平 18 県告示第 692 号 改正平 28.10.28 県告示第 448 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		刈谷市小垣江町地内の県道南中根小垣江線と明治用水との交点を起点として、県道南中根小垣江線を北西へ約 2,300m 進み前川に達し、同川を南西へ約 1,300m 進み境川の刈谷市と知多郡東浦町との境界に達し、同境界を北へ約 5,100m 進み刈谷市と大府市との境界に達し、同境界を北東へ約 4,000m 進み刈谷市と豊明市との境界に達し、同境界を北東へ約 5,200m 進み茶屋川に達し、同川を北東へ約 1,600m 進み県道豊田知立線に達し、同県道を南へ約 4,900m 進み知立市内で一般国道 1 号に達し、同国道を南東へ約 200m 進み逢妻川に達し、同川を南西へ約 100m 進み市道西町 8 号線に達し、同市道を南へ約 500m 進み一般国道 155 号に達し、同国道を南西へ約 1,000m 進み県道知立東浦線に達し、同県道を南西へ約 2,600m 進み刈谷市内で東海道本線に達し、同本線を南東へ約 5,900m 進み安城市二本木町地内で明治用水に達し、同用水を南西へ約 5,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 4,107ha)	
57	岡崎岩津 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		岡崎市真福寺町地内の東名高速道路と県道長沢東蔵前線との交点を起点として、東名高速道路を北西へ約 2,500m 進み岡崎市と豊田市の境界に達し、同境界を北方へ約 2,800m 進み巴川に達し、同川左岸堤防を東方へ約 2,500m 進み郡界川左岸堤防に達し、同堤防を北東へ約 150m 進み郡界橋に達し、同橋の県道岡崎足助線を南西へ約 600m 進み市道上ノ垣南屋下線に達し、同市道を南西へ約 500m 進み市道桑原奥殿線に達し、同市道を南西へ約 100m 進み県道花沢桑原線に達し、同県道を南東へ約 150m 進み市道細川桑原線に達し、同市道を南西へ約 300m 進み市道門立奥入線に達し、同市道を南へ約 300m 進み龍溪院参道に達し、同参道及び境内道路を西へ約 200m 進み市道桑原新緑台 1 号線に達し、同市道を南方へ約 870m 進み市道恵田仁木線に達し、同市道を東ないし南東へ約 500m 進み市道奥山田村積山線に達し、同市道を東へ約 700m 進み村積山自然公園に達し、同公園園路を北東へ約 700m 進み林道坂下線に達し、同林道を東ないし南へ約 500m 進み市道丹坂前上坂下線に達し、同市道を南へ約 1,100m 進み市道真福寺奥殿線に達し、同市道を南西へ約 1,100m 進み市道花園団地線に達し、同市道を南へ約 200m 進み県道長沢東蔵前線に達し、同県道を西へ約 1,600m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 920ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
58	新城市富岡 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		新城市富岡地内の宇利川右岸の堀切高橋を起点として、同所から市道柿平田島線を北へ約 350m 進み堀切川の用水路に達し、同用水路に沿って約 170m 進み同用水路と市道萩平野堀切平 2 号線との交点(箕打平橋)に達し、同市道を北へ約 300m 進み一般国道 301 号に達し、同国道を南へ約 1,500m 進み主要地方道豊橋下吉田線に達し、同主要地方道を西へ約 180m 進み市道宇利川田島線(涼橋)に達し、同市道を北西へ約 500m 進み市道柿平田島線に達し、同市道を北へ約 600m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 56ha)	
59	牛川・下条 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		豊橋市牛川町地内の県道豊橋乗本線と朝倉川との交点(境橋)を起点とし、同県道を北東ないし北へ約 1,900m 進み市道牛川町 193 号線に達し、同市道を北西へ約 100m 進み市道牛川町 52 号線に達し、同市道を南西ないし北へ約 170m 進み市道牛川町 48 号線に達し、同市道を北へ約 100m 進み更に北へ市道下条西町・牛川町 103 号線を目指し直線で約 100m 進み同市道に達し、同市道を北へ約 620m 進み市道下条西町 72 号線に達し、同市道を北西へ約 600m 進み市道石巻本町・下条西町 152 号線に達し、同市道を北東へ約 2,100m 進み一般国道 362 号に達し、同国道を東へ約 1,800m 進み県道東三河環状線(和田辻交差点)に達し、同県道を南へ約 1,900m 進み三輪川(森岡橋)に達し、同川を南東へ約 1,900m 進み市道石巻町 112 号線(海川橋)に達し、同市道を南西へ約 1,400m 進み県道東三河環状線に達し、同県道を南へ約 350m 進み市道緑ヶ丘 1 号線に達し、同市道を西へ約 150m 進み市道緑ヶ丘・牛川町 10 号線に達し、同市道を南へ約 50m 進み市道牛川町 203 号線に達し、同市道を西へ約 330m 進み市道小鷹野 6 号線に達し、同市道を西へ約 60m 進み市道東森岡・東田町 2 号線に達し、同市道を南へ約 1,150m 進み朝倉川に達し、同川を北西ないし西へ約 2,700m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 1,110ha)	
60	大口町 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		丹羽郡大口町の区域全域(面積約 1,358ha)	
61	江南市 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		江南市全域(面積約 3,017ha)	
62	南知多 (銃)	平 10 県告示第 706 号 改正平 20.10.31 県告示第 602 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		知多郡南知多町大字豊浜地内の県道豊丘豊浜線と一般国道 247 号との交点を起点として、同国道を南へ約 400m 更に北西へ約 3,400m 進み県道岩屋観音線に達し、同県道を北東へ約 1,800m 進み県道奥田内福寺南知多線に達し、同県道を南東へ約 2,600m 進み県道豊丘豊浜線に達し、同県道を南東へ約 800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 398ha)	
63	金沢 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 26.10.31 県告示第 541 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		知多市南粕谷東坂 1 丁目地内の県道大府常滑線と市道金沢線との交点を起点として、同市道を西へ約 1,400m 更に北西へ約 130m 進み県道草木金沢線に達し、同県道を西へ約 700m 進み国道 155 号線に達し、同国道を北ないし北東へ約 3,600m 進み市道東海知多線に達し、同市道を南西へ約 480m 進み同市日長東田 2 丁目と同日長の大字界に達し、同日大字界を西へ約 90m 進み市道 50088 号線に達し、同市道を南へ約 250m 進み市道 50116 号線に達し、同市道を南東へ約 300m 進み市道 50177 号線に達し、同市道を南西ないし西へ約 250m 進み市道 50119 号線に達し、同市道を東ないし南へ約 500m 進み市道日長 4 号線に達し、同市道を東へ約 75m 進み市道 50303 号線に達し、同市道を東へ約 600m 進み市道 40270 号線に達し、同市道を南へ約 80m 進み、県道大府常滑線に達し、同県道を南へ約 2,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 500ha)	
64	佐脇 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊川市御津町下佐脇地内の一般国道 23 号と音羽川左岸堤防との交点(永久橋)を起点として、同堤防を北へ約 2,000m 進み同市御津町と同日為当町との境界に達し、同境界を北東ないし南東へ約 3,000m 進み同市小田淵町と同日伊奈町との境界に達し、同境界を南東へ約 300m 進み佐奈川右岸堤防に達し、同堤防を南西へ約 2,500m 進み豊橋市と豊川市伊奈町との境界に達し、同境界を北西へ約 600m 進み豊橋市と豊川市御津町との境界に達し、同境界を南西へ約 900m 進み一般国道 23 号に達し、同国道を北西へ約 900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 430ha)	
65	豊田市 王滝溪谷 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		豊田市鶴ヶ瀬町地内の一般国道 301 号と主要地方道岡崎足助線との交点(松平橋)を起点として、同地方道を北東へ約 250m 進み市道歌石拳母線に達し、同市道を東へ約 900m 進み市道歌石拳母 1 号線に達し、同市道を東及び南へ約 1,700m 進み市道乗越九久平線に達し、同市道を東へ約 30m 進み市道歌石城山線に達し、同市道を東へ約 600m 進み市道歌石大田線に達し、同市道を南へ約 750m 進み市道トトロ宮下線に達し、同市道を南西へ約 50m 進み県道坂上大内線に達し、同県道を西へ約 1,500m 進み一般国道 301 号に達し、同国道を西ないし北へ約 2,700m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 267ha)	

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
66	蟹江町 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		海部郡蟹江町の区域全域 (面積約 1,109ha)	
67	四郷 (銃)	平 10 県告示第 707 号 改正平 20.10.31 県告示第 601 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		豊田市亀首町地内の一般国道 419 号と市道落田東畑線との交点を起点として、同市道を東へ約 300m 進み市道亀首雁ヶ根線に達し、同市道を北へ約 60m 進み市道旧多治見線に達し、同市道を北へ約 700m 進み一般国道 419 号に達し、同国道を北東へ約 700m 進み豊田市亀首町と市西中山町との境界に達し、同境界を南東へ約 1,500m 進み更に北東へ約 500m 進み県道西中山越戸停車場線に達し、同県道を南へ約 1,300m 進み市道天道山屋敷線に達し、同市道を東へ約 600m 進み市道福田山屋敷線に達し、同市道を北東へ約 100m 進み県道豊田明智線に達し、同県道を南へ約 2,000m 進み県道名古屋豊田線に達し、同県道を南西へ約 100m 進み技下用水に達し、同用水を南西へ約 1,200m 更に北西へ約 1,800m 進み一般国道 419 号に達し、同国道を北へ約 1,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 600ha)	
68	浅谷 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		豊田市浅谷町地内の愛知県と岐阜県との境界と主要地方道瑞浪大野瀬線との交点を起点として、同境界を東へ約 1800m 進み、同所から尾根に沿って南西へ約 800m 更に北西へ約 900m 更に西へ約 700m 進み主要地方道瑞浪大野瀬線に達し、同地方道を北西へ約 650m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 100ha)	
69	東萩平 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		豊田市大坪町地内の県道笹戸小田木線と市道旭大坪杉本線との交点を起点として、同市道を南へ約 500m 進み、同所から尾根に沿って南東へ約 700m 更に南西へ約 400m 進み同市大坪町と同市小町との境界に達し、同境界を西へ約 1,400m 進み市道旭大坪足助線に達し、同市道を北へ約 500m 進み市道旭東萩平 2 号線に達し、同市道を西へ約 200m 更に北東ないし北西へ約 500m 進み県道笹戸小田木線に達し、同県道を北東へ約 1,100m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 152ha)	
70	豊川 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		豊川市国府町地内の一般国道 1 号と県道東三河環状線との交点を起点として、同県道を南西へ約 1,500m 進み同市為当町と同市御津町広石との境界に達し、同境界を北北東へ約 500m 進み同市国府町と同市御津町広石との境界に達し、同境界を北西へ約 1,100m 進み同市国府町と同市御津町豊沢との境界に達し、同境界を北西へ約 600m 進み同市御油町と同市御津町豊沢との境界に達し、同境界を北西へ約 800m 進み同市御油町と同市御津町金野との境界に達し、同境界を北西へ約 1,000m 進み同市御油町と同市赤坂町との境界に達し、同境界を北東へ約 2,900m 進み同市御油町と同市萩町との境界に達し、同境界を東へ約 50m 進み同市平尾町と同市萩町との境界に達し、同境界を北東へ約 3,450m 進み同市財賀町と同市萩町との境界に達し、同境界を北東へ約 1,100m 進み同市千両町と同市萩町との境界に達し、同所から尾根に沿って南へ約 150m 進み林道財賀線の終点に達し、同林道を同林道の起点に向かって約 1,600m 進み市道国府財賀線に達し、同市道を南へ約 3,500m 進み県道豊川片寄線に達し、同県道を南へ約 800m 進み市道市田八幡線に達し、同市道を北東へ約 1,900m 進み県道豊川新城線に達し、同県道を北東へ約 1,100m 進み高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路) に達し、同自動車道を東へ約 5,000m 進み豊川に達し、同川右岸堤防道路を下流へ約 6,500m 進み豊川放水路に達し、同放水路右岸堤防道路を下流へ約 1,500m 進み豊川市と豊橋市との境界 (正岡橋) に達し、同境界をおおむね南西へ約 1,000m 進み豊川市下長山町と同市篠東町との境界に達し、同境界を北西へ約 1,520m 進み同市西口町と同市篠東町との境界に達し、同境界を北西へ約 250m 進み同市寿通と同市篠東町との境界に達し、同境界を北へ約 70m 進み同市西香ノ木町と同市篠東町との境界に達し、同境界をおおむね北西へ約 430m 進み同市新桜町通と同市篠東町との境界に達し、同境界を西へ約 470m 進み同市新桜町通と同市宿町との境界に達し、同境界を北へ約 60m 進み同市塚町と同市宿町との境界に達し、同境界を北へ約 180m 進み同市蔵子と同市宿町との境界に達し、同境界を西へ約 640m 進み同市桜町と同市宿町との境界に達し、同境界を西へ約 50m 進み同市伊奈町と同市桜町との境界に達し、同境界を西へ約 130m 進み一般国道 1 号に達し、同国道を北西へ約 2,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 4,500ha)	
71	蒲郡海岸線 (銃)	平 16 県告示第 708 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		蒲郡市形原町地内の県道東幡豆蒲郡線と天神川との交点を起点として、同県道を北へ約 100m 進み市道南新田浜田 1 号線に達し、同市道を北東へ約 2,000m 進み市道塩浜 1 号線に達し、同市道を北東へ約 260m 進み市道竹谷前浜井 1 号線に達し、同市道を北東へ約 620m 進み一般国道 23 号に達し、同国道を南東へ約 4,300m 進み市道弥生 12 号線に達し、同市道を北東へ約 450m 進み県道豊岡三谷港線に達し、同県道を北東へ約 230m 進み市道伊与戸三谷北通 1 号線に達し、同市道を東へ約 200m 進み一般国道 247 号 (バイパス) に達し、同国道を南東へ約 1,470m 進み市道西屋敷西島 1 号線に達し、同市道を北東へ約 1,180m 進み市道西島丸山 1 号線に達し、同市道を東へ約 1,400m 進み紫川に達し、同川を南へ約 200m 進み河口に達し、同所からラグーナ蒲郡の堤防南東角を見通す線を南西へ約 800m 進み同堤防南東角に達し、同所から同堤防南端を見通す線を西南西へ約 1,100m 進み同堤防南端に達し、同所から海陽ヨットハーバーの堤防南端を見通す線を西へ約 1,320m 進み同堤防南端に達し、同所から星越沖の東側の離岸堤の東端を見通す線を南西へ約 360m 進み同離岸堤の東端に達し、同離岸堤を約 210m 進み同離岸堤の西端に達し、同所から西側の離岸堤の東端を見通す線を西へ約 240m 進み同離岸堤の東端に達し、同離岸堤を約 210m 進み同離岸堤の西端に達し、同所から竹島橋南端を更に南へ 290m 進んだ位置の海上の点を見通す線を北西へ約 2,250m 進み同点に達し、同点から浜町埋立地の最東角を見通す線を北西へ約 1,150m 進み同埋立地の最東角に達し、同埋立地の岸壁を南西ないし北西へ約 3,030m 進み同埋立地南端角に達し、同所から同市西浦町赤岩地内鬮港防波堤北端を見通す線を南西へ約 3,100m 進み同堤防北端の海岸線 (干潮時の汀線) に達し、同海岸線を南西ないし北へ約 5,500m 進み同市形原町地内の天神川河口に達し、同川を西北西へ約 600m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、竹島の区域及び形原・鹿島鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 1,109ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
72	北山 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		岡崎市池金町地内の県道生平幸田線と市道北山豊富線との交点を起点として、同県道を北西へ約 1,800m 更に北東へ約 700m 進み市道生平 5 号線に達し、同市道を東へ約 400m 進み市道生平 4 号線に達し、同市道を東へ約 300m 進み市道生平 2 号線に達し、同市道を東へ約 70m 進み市道生平御所戸橋線に達し、同市道を東へ約 20m 進み男川(御所戸橋)に達し、同所から男川左岸堤防を東へ約 1,300m 進み男川右岸堤防と同市切越町と同市生平町との境界との交点に対する左岸堤防に達し、同所から対岸の県道岡崎清岳線を見通す線を北へ約 50m 進み県道岡崎清岳線に達し、同県道を南東へ約 180m 進み同市切越町と同市桜井寺町との境界に達し、同境界を南西へ約 1,500m 進み同市池金町地内で作業道に達し、同作業道を南西へ約 1,000m 進み市道北山豊富線に達し、同市道を西へ約 1,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、生平小学校鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 264ha)	
73	藤川 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		岡崎市舞木町地内の一般国道 1 号と県道生平幸田線との交点を起点として、同県道を南西へ約 1,500m 進み、更に同県道を西へ約 1,200m 進み同市桑谷町地内で県道桑谷柱線に達し、同県道を北西へ約 3,800m 進み県道市場福岡線に達し、同県道を東へ約 1,500m 進み市道藤川北荒古 6 号線に達し、同市道を北西へ約 500m 進み一般国道 1 号に達し、同国道を南東へ約 3,900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 620ha)	
74	豊橋市岩崎 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		豊橋市岩崎町地内の豊橋国有林 1253 林班の区域 (面積約 19ha)	
75	赤羽根 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		田原市越戸町地内の市道上狐沢 1 号線と国道 42 号との交差点を起点として、同国道を東へ約 8,000m 進み市道弥八島長沢線に達し、同市道を南へ約 600m 進み太平洋海岸 (以下、海岸部の区域界は、干潮時の汀線とする) に達し、同海岸を西へ約 3,400m 進み赤羽根漁港東堤の先端に達し、同所から同漁港西堤の先端を見通す線を西へ進み同堤の先端に達し、同所から北へ 450m 進み太平洋海岸を西へ約 3,700m 進み更に北へ約 150m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 290ha)	
76	大沼 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		豊田市大沼町地内の県道大沼足助線と市道下山中切山下奥山線との交点を起点として、同県道を南へ約 4,000m 進み県道東大見岡崎線に達し、同県道を南へ約 300m 進んだ地点から沢に沿って西へ尾根まで約 650m 進み、更に尾根に沿って西へ約 450m 進み林道藤飛線に達し、同林道を南西ないし北西へ約 1,000m 進み主要地方道足助下山線に達し、同主要地方道を南へ約 450m 進み市道下山二本松名牛東線に達し、同市道を北西へ約 1,600m 進み市道下山ウツキフネ切山線に達し、同市道を北東へ約 2,300m 進み主要地方道足助下山線に達し、同主要地方道を北へ約 1,000m 進み市道下山中切山下奥山線に達し、同市道を北東へ約 2,500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 510ha)	
77	津島市 (銃)	平 11 県告示第 697 号 改正平 21.10.30 県告示第 711 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		津島市の区域全域 (面積約 2,508ha)	
78	小原中部 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		豊田市小原町地内の一般国道 419 号と県道平畑土岐線との交点を起点として、同国道を北へ約 350m 進み同市小原町ユヤミと同市小原町登の境界に達し、同境界を北西へ約 150m 進み同市小原町と同市永太郎町との境界に達し、同境界を北西へ約 550m 進み同市永太郎町と同市遊屋町との境界に達し、同境界を北へ約 300m 更に北東へ約 350m 進み同市永太郎町入田と同市永太郎町小綱との境界に達し、同境界を南東へ約 100m 進み同市永太郎町入田と同市永太郎町柳下との境界に達し、同境界を南東へ約 200m 進み和紙のふるさとの進入路に達し、同進入路を東へ約 180m 進み一般国道 419 号に達し、同国道を南へ約 350m 進み同市永太郎町と同市小原町との境界に達し、同境界を南東へ約 300m 進み同市永太郎町と同市市場町との境界に達し、同境界を北東に約 80m 進み同市小原大倉町と同市市場町との境界に達し、同境界を南東へ約 300m 進み同市市場町陣出と同市市場町宇頭との境界に達し、同境界を南西へ約 290m 進み沢に達し、同沢を南東に約 60m 進み県道平畑土岐線に達し、同県道を北西へ約 500m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 41ha)	
79	大沼南 (銃)	平 7 県告示第 738 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		豊田市大沼町地内の一般国道 301 号と主要地方道足助下山線との交点を起点として、同主要地方道を北へ約 900m 進み市道下山越田和鳥屋線に達し、同市道を南へ約 300m 進み市道下山大官屋敷石坂線に達し、同市道を南西へ約 600m 進み一般国道 301 号に達し、同国道を西へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の地域 (面積約 26ha)	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
80	東上 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		豊川市東上町地内の県道豊川新城線と市道徳台白楽線との交点を起点として、同市道を北西へ約 300m 進み高区配水池に達し、同所から北東へ約 550m 進み御岳神社に達し、同所から更に北へ約 100m 進み宮出川砂防堰堤に達し、同所から宮出川を南東へ約 550m 進み県道豊川新城線に（勝川橋）に達し、同県道を西へ約 620m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 26ha）	
81	弥富北部 (銃)	平 6 県告示第 857 号 改正平 29.10.31	平 26.11.1～平 36.10.31
		弥富市道五之三 6 号線の始点を起点として、弥富市と愛西市との境界を東ないし南へ約 10,700m 進み弥富市内佐古木地区と鮫ヶ地地区との境界に達し、同境界を南ないし西へ約 1,160m 進み宝川に達し、同川及び接続する市江川に沿って北西へ約 960m 進み同市内鎌倉地区と三百島地区との境界に達し、同境界を南ないし西へ約 910m 進み同市内三百島地区と鯛浦町地区との境界に達し、同境界を南ないし東へ約 440m 進み同市内鯛浦町地区と鍋平地区との境界に達し、同境界を南ないし東へ約 230m 進み同市内鍋平地区と平島町地区との境界に達し、同境界を南東ないし南へ約 710m 進み同市内平島町地区と六條町地区との境界に達し、同境界を南ないし東へ約 1,440m 進み筏川に達し、同川右岸の管理道路を南東へ約 760m 進み海南橋に達し、同橋から南西へ約 210m 進み市道松名 103 号線に達し、同市道を南へ約 60m 進み同市内鎌島地区と松名地区との境界に達し、同境界を南へ約 350m 進み同市内鎌島地区と芝井地区との境界に達し、同境界を南西へ約 260m 進み芝井川に達し、同川左岸に沿って西ないし北へ約 1,350m 進み同市内芝井地区と森津地区との境界に達し、同境界を南西へ約 40m 進み鍋田川東支線に達し、同支線を鍋田川に向かって南西へ約 110m 進み愛知県と三重県との境界に達し、同境界を北西へ約 760m 進み農道に達し、同農道を北東へ約 120m 進み市道中山川原欠線に達し、同市道を南東へ約 30m 進み同市内川原欠地区と森津地区との境界に達し、同境界を北東へ約 720m 進み同市内森津地区と中山地区との境界に達し、同境界を北ないし東へ約 350m 進み筏川に達し、同川右岸の管理道路を西へ約 1,600m 進み桜大橋に達し、同橋から弥富港に向かう道路を南東へ約 250m 進み同港南端で愛知県と三重県との境界に達し、同境界を北西へ約 2,700m 進み同市と愛西市との境界に達し、同境界を北東ないし北へ約 1,460m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 1,266ha）	
82	額田平瀬 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岡崎市榎山地区内の一般国道 473 号と県道岡崎清岳線との交点を起点として、同県道を北西へ約 40m 進み夏山川に達し、同川を上流へ約 900m 進み一般国道 473 号に達し、同国道を南ないし南西へ約 900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 5ha）	
83	新城市豊栄 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		新城市豊栄町地内の市道山村野田線と市道道添スワ山線との交点を起点として、市道道添スワ山線を南西へ約 250m 進み、市道諏訪稲木線に達し、同市道を西へ約 500m 進み、野田川に達し、同川左岸を北西へ約 300m 進み、旧県道出沢東上線に達し、同旧県道を北西へ約 300m 進み、県道豊川新城線に達し、同県道を南西へ約 300m 進み、市道彼岸田坊ヶ谷線に達し、同市道を北西へ約 700m 進み、臼子ポンプ場水道施設から南方向に伸ばした線と市道彼岸田坊ヶ谷線との交点に達し、同所から北へ約 1,000m 進み、臼子ポンプ場水道施設に達し、同水道施設に接する市道臼子線を南東へ約 800m 進み、市道荒小田 1 号線との交点に達し、同市道を南西ないし南東へ約 250m 進み、市道臼子線に達し、同市道を南東へ約 600m 進み、市道山村野田線に達し、同市道を南へ約 1,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 180ha）	
84	学童農園 山びこの丘 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		新城市玖老勢地区内の海老川と市道玖老勢海老線との交点にある宮下橋の西詰を起点として、同市道を北へ約 450m 進み市道周昌院線に達し、同市道を西へ約 100m 進み周昌院境内と山林との境界に達し、同境界を西ないし北へ約 150m 進み市道周昌院線に達し、同市道を北へ約 30m 進み同市玖老勢字西沢と同字高山下との境界に達し、同境界を西へ約 100m 進み同市玖老勢字安エ田 15 番地と同字高山下 13 番地及び 14 番地との境界に達し、同境界を北西へ約 200m 進み思案坊の頂上に達し、同所から同市玖老勢字千瓦 8 番地と同 9 番地との境界を東北東へ約 200m 進み桃の久保沢に達し、同沢を東ないし南東へ約 350m 進み海老川に達し、同川右岸堤防を南東ないし南へ約 700m 進み起点に達する囲まれた一円の区域（面積約 19ha）	
85	神野新田 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊橋市神野新田町地区内の一般国道 23 号と県道豊橋港線との交点を起点として、同国道を南東へ約 900m 進み柳生川に達し、同川右岸堤防を南西へ約 300m 進み神野公共ふ頭南側堤防に達し、同堤防及び神野西町埋立地南側堤防に沿って西へ約 4,000m 進み同埋立地南東端に達し、同所から同埋立地西側堤防に沿って北ないし東へ約 2,600m 進み六条瀧大橋に達し、同所から同ふ頭西側堤防に沿って北へ約 2,550m 進み同ふ頭北西端に達し、同所から同ふ頭北側堤防に沿って西へ約 600m 進み市道神野新田町吉前町 187 号線に達し、同市道を東へ約 350m 進み市道高洲町神野新田町 1 号線に達し、同市道を北東へ約 150m 進み一般国道 23 号に達し、同国道を南へ約 1,900m 進み市道神野新田町 1 号線に達し、同市道を南西へ約 750m 進み市道神野新田町 46 号線に達し、同市道を南東へ約 650m 進み市道牟呂町神野新田町 45 号線に達し、同市道を南西へ約 350m 進み市道神野新田町 32 号線に達し、同市道を南東ないし南西へ約 340m 進み市道神野新田町 38 号線に達し、同市道を南東へ約 850m 進み県道豊橋港線に達し、同県道を北東へ約 800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 700ha）	

特定猟具使用禁止区域

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
86	乙部 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		豊田市保見町地内の伊保川（保見橋）と市道保見浄水線との交点を起点として、同市道を北へ約 500m 進み同市保見町と市東保見町の境界に達し、同境界を北へ 200m 更に西ないし北へ約 1,000m 進み同市保見町と市保見ヶ丘の境界に達し、同境界を北西へ約 1,000m 進み同市保見ヶ丘と市篠原町との境界に達し、同境界を北東へ約 900m 進み同市篠原町と市乙部ヶ丘との境界に達し、同境界を北東へ約 1,000m 進み同市乙部ヶ丘と市本徳町との境界に達し、同境界を南東へ約 700m 進み同市本徳町と市乙部町との境界に達し、同境界を南ないし東へ約 1,500m 進み同市乙部町と市舞木町との境界に達し、同境界を南東へ約 140m 進み市道北屋敷丸山線に達し、同市道を西へ約 280m 進み市道伊保乙部線との交点に達し、市道伊保乙部線を南へ約 430m 進み同市乙部町植田 63-1 番地先の農道に達し、同農道を西へ約 640m 進み市道殿貝津乙部線と乙部川（前田橋）との交点に達し、同川を北西に約 160m 進み県道加納東保見線（乙部橋）に達し、同県道を南西に約 210m 進み同市乙部町向山 416 番 1 と同 730 番 1 との境界に達し、同境界を南東ないし東に約 35m 進み同市乙部町向山 729 番 1 と同 730 番 1 との境界に達し、同境界を南に約 13m 進み同市乙部町向山 415 番 1 と同 730 番 1 との境界に達し、同境界を南西へ約 17m 進み同市乙部町向山 415 番 1 と同 415 番 3 との境界に達し、同境界を南西へ約 15m 進み同市乙部町向山 733 番と 同 734 番 1 との境界に達し、同境界を南西に約 40m 進み同市乙部町向山 720 番 1 と同 734 番 1 との境界に達し、同境界を北西に約 30m 進み県道加納東保見線に達し、同県道を南西に約 200m 進み同市乙部町と市東保見町との境界に達し、同境界を南東に約 120m 進み同市乙部町と市貝津町との境界に達し、同境界を南東へ約 1,390m 進み同市貝津町と市伊保町との境界に達し、同境界を南西へ約 250m 進み市道中京大学東線に達し、同市道を南西へ約 200m 進み蓮池東側遊歩道との交点に達し、同遊歩道を南東へ約 400m 進み市道下伊保乙部線に達し、同市道を南へ約 500m 進み市道伊保的場線に達し、同市道を西へ約 200m 進み市道貝津箕輪線に達し、同市道を南へ約 100m 進み県道名古屋豊田線に達し、同県道を東へ約 550m 進み市道下北野向山線との交点に達し、同市道を南へ約 500m 進み伊保川（向山橋）に達し、同川を北西へ約 2,100m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 446ha）	
87	岩田・多米 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		豊橋市多米西町地内の県道豊橋大知波田線と県道東三河環状線との交点を起点として、県道豊橋大知波田線を東へ約 1,500m 進み市道多米中町岩崎町 41 号線に達し、同市道を南へ約 550m 進み市道多米町 41 号線に達し、同市道を西ないし北西へ約 280m 進み市道飯村町多米中町 5 号線に達し、同市道を南西へ約 550m 進み市道岩崎町 5 号線に達し、同市道を南西へ約 650m 進み市道岩崎町 2 号線に達し、同市道を北西へ約 110m 進み地蔵川に架かる曾根橋に達し、同所から市道岩田町 19 号線の終点を見通す線を南西へ約 230m 進み同市道に達し、同市道を南西へ約 100m 進み市道岩田町 18 号線に達し、同市道を北西へ約 220m 進み農道に達し、同農道を西へ約 800m 進み県道東三河環状線に達し、同県道を北へ約 1,200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 160ha）	
88	豊川赤塚山公園 (銃)	平 10 県告示第 707 号 改正平 20.10.31 県告示第 601 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		豊川市市田町地内の高速自動車国道東海自動車道（東名高速道路）と市道市田東堤上線との交点を起点として、同市道を南東へ約 450m 進み市道原山高野 1 号線に達し、同市道を西へ約 400m 進み市道市田片瀬 2 号線に達し、同市道を西へ約 300m 進み市道親坂線に達し、同市道を西へ約 100m 進み市道片瀬宮堤下線に達し、同市道を北西へ約 70m、更に西へ約 70m、更に南へ約 50m 進み市道中田下大坪線に達し、同市道を南へ約 100m 進み市道市田宮田線に達し、同市道を西へ約 90m 進み宮田橋で白川に達し、同川を北西へ約 600m 進み市道野口平尾線に達し、同市道を西へ約 70m 進み市道下大坪井ノ間線に達し、同市道を北へ約 250m 進み市道中田下大坪線に達し、同市道を東へ約 850m 進み市道東堤上中堤上線に達し、同市道を北東へ約 400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 36ha）	
89	月原摺 (銃)	平 11 県告示第 697 号 改正平 21.10.30 県告示第 711 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		県道月原近岡線と豊田市月原町と市摺町との境界を起点として、同境界を北東へ約 710m 進み更に南東へ約 400m 進み更に同市月原町下中ノ沢と月原町中ノ沢を分ける尾根を東へ約 350m 進み、市道足助摺月原線に達し、同市道を北へ約 500m 進み月原町萩殿地内の農道に達し、同農道を北へ約 160m 進み県道瀬戸設楽線に達し、同県道を東へ約 1,200m 進み月原町と市東渡合町の町境に達し、同境を南へ約 1,900m 進み月原町と東渡合町と市実栗町の町境に達し、月原町と実栗町の町境を南へ約 240m 進み月原町と実栗町と中立町の町境に達し、月原町と中立町の町境を西へ約 270m 進み月原町と中立町と摺町の町境に達し、中立町と摺町の町境を南西へ約 1,400m 進み県道月原近岡線に達し、同県道を北西へ約 1,700m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 260ha）	
90	中立 (銃)	平 11 県告示第 697 号 改正平 22.10.29 県告示第 632 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		豊田市中立町地内の県道月原近岡線と県道久木中金線との交点を起点として、県道久木中金線を北東へ約 1,500m 進み市道足助白山中立線に達し、同市道を南東へ約 1,450m 進み京和カントリー倶楽部の敷地境界（フェンス柵）に達し、同境界を南へ約 250m 更に北西へ約 250m 更に西へ約 1,700m 進み県道月原近岡線に達し、同県道を北へ約 450m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 146ha）	
91	飯村・二川 (銃)	平 12 県告示第 730 号 改正平 22.10.29 県告示第 630 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		豊橋市大岩町地内の一般国道 1 号と県道豊橋湖西線との交点を起点として、同国道を北へ約 800m 進み市道三ノ輪町・岩屋町 44 号線に達し、同市道を北西へ約 450m 進み県道東三河環状線に達し、同県道を北東へ約 1,100m 進み市道飯村町・大岩町 80 号線に達し、同市道を東へ約 100m 進み更に同市道を南へ約 2,200m 進み県道豊橋湖西線に達し、同県道を西へ約 950m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約 150ha）	

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
92	沖の平 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		北設楽郡設楽町西納庫字沖の平地内にある町道名酪 1 号線と町道沖の平名酪線との交点を起点として、町道沖の平名酪線を北西へ約 300m 進み町道沖の平 1 号線に達し、同町道を北へ約 500m 進み黒田川支流小又川に達し、同川を北西へ約 400m 進み町道名倉沖駒稲武線に達し、同町道を北西へ約 500m 進み豊田市との境界に達し、同境界を北東へ約 2,000m 更に南へ約 1,600m 進み同町西納庫字沖の平と町道西納庫字下山との境界に達し、同境界を南へ約 500m 進み同町西納庫字沖の平 1-236 と同 77-2 との境界に達し、同境界を西へ約 400m 進み町道名酪 1 号線に達し、同町道を南西へ約 150m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 170ha)	
93	桜淵公園 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		新城市庭野地内の一般国道 301 号と県道豊橋鳳来線との交点を起点として、同国道を北西へ約 1,000m 進み市道入船線に達し、同市道を東へ約 1,700m 進み県道新城引佐線に達し、同県道を東へ約 1,300m 進み県道豊橋鳳来線に達し、同県道を南西へ約 3,100m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 200ha)	
94	明海 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		豊橋市明海町地内の船渡臨海 5 号線と神野船渡埠頭臨海道路との交点を起点として、神野船渡埠頭臨海道路を南西へ約 800m 進み県道豊橋渥美線に達し、同県道を南西へ約 3,000m 進み紙田川に達し、同川を北西へ約 100m 進み河口に達し、同所から同市大崎地区埋立地の護岸堤防を北東へ約 800m 更に西へ約 500m 更に南へ約 200m 更に西へ約 600m 更に北へ約 100m 更に西へ約 200m 更に北へ約 2,600m 更に東へ約 2,000m 更に南へ約 300m 更に東へ約 100m 更に南へ約 200m 更に東へ約 100m 更に北へ約 200m 更に東へ約 500m 更に北へ約 400m 更に北東へ約 500m 進み船渡臨海 5 号線に達し、同道路を南東へ約 300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 675ha)	
95	六ツ美南部 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		岡崎市中島町地内の市道中島小園線と岡崎市と西尾市の境界との交点を起点として、同境界を北へ約 200m 進み安藤川右岸管理道に達し、同管理道を北東へ約 1,300m 進み合飲木川と安藤川の合流点に達し、同合流点を北東に約 25m 進み安藤川右岸に達し、同右岸を北東に約 100m 進み安藤川右岸管理道に達し、同管理道を北東へ約 580m 進み高橋用水に達し、同用水を南ないし南西へ約 1,000m 進み県道岡崎碧南線に達し、同県道を南西に約 1,000m 進み市道中島小園線に達し、同市道を西へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 45ha)	
96	大村 (銃)	平 13 県告示第 656 号 改正平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		豊橋市下地町地内の豊川右岸堤防と一般国道 1 号との交点を起点として、同国道を北西へ約 670m 進み県道豊橋豊川線との交点に達し、同県道を北へ約 2,500m 進み豊橋市と豊川市の境界に達し、同境界を南東へ約 3,000m 進み豊川右岸に達し、同川右岸堤防を南ないし西へ約 4,800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 400ha)	
97	石野 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		豊田市中金町地内の一般国道 153 号と市道力石中金線との交点を起点として、同市道を北へ約 700m 進み市道室阿摺線に達し、同市道を北東へ約 400m 進み市道小峯山路線に達し、同市道を北西へ約 500m 進み市道室山路線に達し、同市道を北へ約 100m 進み同市小峯町と同市芳友町との境界に達し、同境界を西ないし南西へ約 1,050m 進み同市小峯町と同市下室町との境界に達し、同境界を北西へ約 250m 進み同市小峰町と同市東広瀬町との境界に達し、同境界を北ないし西へ約 400m 進み市道小峯広瀬線に達し、同市道を北東へ約 350m 進み市道小峯国附線に達し、同市道を北へ約 250m 進み同市小峯町と同市国附町との境界に達し、同境界を東ないし北東へ約 900m 進み同市小峯町と同市大河原町との境界に達し、同境界を東へ約 1,300m 進み市道足助大河原白井線に達し、同市道を北東へ約 150m 進み市道足助葛大河原線に達し、同市道を南東へ約 1,400m 進み市道中金足助線に達し、同市道を南東へ約 250m 進み県道久木中金線に達し、同県道を南西へ約 800m 進み一般国道 153 号に達し、同国道を西へ約 1,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 260ha)	
98	藤岡深見 (銃)	平 8 県告示 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		豊田市深見町地内の一般国道 419 号と市道藤岡第 3 深見団地 1 号線との交点を起点として、同市道を北西ないし南西へ約 300m 進み市道藤岡第 5 深見団地 1 号線に達し、同市道を北西へ約 300m 進み同市深見町小畑 1247 番地先農道に達し、同農道を北へ約 140m 進み深見川に達し、同川を北西へ約 240m 進み市道藤岡深見仲線に達し、同市道を西へ約 200m 進み同市深見町水上地内の新池に達し、同池を取り込んで深見川の上流端に達し、同川を東へ約 120m 進み同市深見町大屋 942 番 6 地先の用悪水路に達し、同水路をおおむね東へ約 580m 進み同地内の農道に達し、同農道を東へ約 530m 進み一般国道 419 号に達し、同国道を南ないし南西へ約 770m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 40ha)	
99	布里 (銃)	平 8 県告示 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		新城市布里地内の県道作手清岳老勢線と市道布里貝津線との交点を起点として、同県道を北北西へ約 800m 進み市道坤立松ヶ根線に達し、同市道を南南東へ約 500m 進み市道布里中道線に達し、同市道を南西へ約 60m 進み市道布里貝津線に達し、同市道を南南東へ約 350m 更に南西へ約 200m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 15ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
100	佐脇浜 (銃)	平 8 県告示第 737 号 改正平 28.10.28 県告示第 450 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		豊川市御津町下佐脇梅田地内の一般国道 23 号と音羽川左岸との交点(永久橋)を起点として、同国道を東へ約 800m 進み豊川市と豊橋市との境界に達し、同境界を北東ないし東へ約 800m 進み豊川市御津町下佐脇と同市伊奈町と豊橋市との境界点に達し、同所から豊橋市と豊川市との境界を南へ約 1,000m 進み佐奈川に架かる浜田橋に達し、同所から同川右岸を南へ約 500m 進み老松橋に達し、同所から豊橋市三河臨海緑地の海岸線(干潮時の汀線)に沿って南西へ約 2,000m 更に北西へ約 1,600m 更に北東へ約 1,200m 進み音羽川に架かる富士見橋に達し、同所から同川左岸を北へ約 400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 341ha)	
101	デンパーク (銃)	平 11 県告示第 697 号 改正平 21.10.30 県告示第 711 号	平 21.11.1～平 31.10.31
		安城市赤松町地内の県道安城碧南線と県道豊田一色線との交点を起点として、県道豊田一色線を南へ約 1,000m 進み市道デンパーク通り線に達し、同市道を西へ約 1,200m 進み県道安城碧南線に達し、同県道を北へ約 900m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 58ha)	
102	岩倉市 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岩倉市の区域全域。ただし、岩倉自然生態園鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 1,047ha)	
103	岡崎東部 (銃)	平 9 県告示第 772 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岡崎市美合町地内の一般国道 1 号と市道美合小美線との交点を起点として、同市道を東へ約 2,000m 進み鉢地川に達し、同川右岸を南東へ約 6,400m 進み市道本宿 14 号線に達し、同市道を南へ約 200m 進み一般国道 1 号に達し、同国道を北西へ約 7,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 679ha)	
104	杉山・谷熊 (銃)	平 12 県告示第 730 号 改正平 22.10.29 県告示第 630 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		豊橋市杉山町地内の豊橋鉄道渥美線と市道杉山町 1 号線との交点を起点として、同市道を南東へ約 850m 進み市道杉山町 401 号線に達し、同市道を南へ約 700m 進み市道杉山町 406 号線に達し、同市道を西ないし南へ約 180m 進み市道杉山町 5 号線に達し、同市道を西へ約 300m 進み市道杉山町 384 号線に達し、同市道を北西へ約 500m 進み県道六連杉山線に達し、同県道を南西へ約 650m 進み市道杉山町 4 号線に達し、同市道を北西へ約 650m 進み作業道に達し、同作業道を南へ約 30m 進み市道杉山町 301 号線に達し、同市道を南へ約 90m 進み市道杉山町 316 号線に達し、同市道を西へ約 100m 進み市道杉山町 302 号線に達し、同市道を南へ約 330m 進み市道杉山町 309 号線に達し、同市道を西へ約 300m 進み豊橋市と田原市との境界に達し、同境界を南東ないし東へ約 1,300m 進み県道六連杉山線に達し、同県道を南へ約 280m 進み蜷川左岸に達し、同川左岸を北西へ約 3,000m 進み一般国道 259 号に達し、同国道を北東へ約 1,400m 進み豊橋市と田原市との境界(江繩川)に達し、同境界(江繩川)を南へ約 350m 進み豊橋鉄道渥美線に達し、同鉄道線を北東へ約 1,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 320ha)	
105	常磐 (銃)	平 12 県告示第 730 号 改正平 22.10.29 県告示第 630 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		岡崎市岩中町地内の市道岩中 3 号線と県道南大須鴨田線との交点を起点として、同県道を西へ 1,300m 進み市道大井野安戸線に達し、同市道を北東ないし北西へ約 3,800m 進み見返橋に達し、同橋を渡り市道安戸子丸線の交点に達し、同市道を東へ約 2,200m 進み岡崎市子丸町と岡崎市中伊西町との境界に達し、同境界を西に約 500m 進み岡崎市中伊西町と岡崎市蔵次町との境界に達し、同境界を南へ約 700m 進み岡崎市中伊西町と岡崎市岩中町との境界に達し、同境界を南に約 600m 進み岩中町地内の市道岩中 3 号線に達し、同市道を南西へ約 2,100m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 360ha)	
106	碧南南部 (銃)	平 12 県告示第 730 号 改正平 22.10.29 県告示第 630 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		一般国道 247 号と蜷川左岸堤防との交点を起点として、南東へ約 800m 進み碧南市と西尾市との境界(矢作川大橋中央部)に達し、同境界から南西へ約 3,900m 進み矢作川河口部に達し、同所から南西へ約 1,200m 更に北西へ約 750m 進み中部電力灰捨地南西堤防に達し、同所から北西へ約 1,400m 進み、北へ約 350m 更に北東へ約 100m 進み碧南市港南町 2 丁目西堤防へ達し、同所から北西へ約 1,300m 進み、北東へ約 100m 進み同市港南町 2 丁目堤防北西角に達し、同所から東へ約 750m 進み同市港南町 2 丁目堤防北東角に達し、同所から東へ約 50m 進み同市港南町 1 丁目西堤防に達し、同所から北西に約 200m 進み同市港南町 1 丁目堤防北西角に達し、同所から北東へ約 200m 進み蜷川左岸堤防に達し、同所から北東へ約 2,300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 865ha)	
107	稗田川 (銃)	平 12 県告示第 730 号 改正平 22.10.29 県告示第 630 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		高浜市清水町地内の市道高瑞線と市道向山大清水線との交差点を起点として、市道向山大清水線を南西へ約 1,420m 進み県道西尾知多線に達し、同県道を北西へ約 1,150m 進み市道五間道路線に達し、同市道を北へ約 400m 進み、県道岡崎半田線に達し、同県道を北東へ 2,060m 進み、高浜市と安城市との境界に達し、同境界を南東へ約 580m 進み、明治用水土地改良区管理水路芦池用水に達し、同用水を南東へ約 410m 進み、高浜市と碧南市との境界に達し、同境界を南西へ約 290m 進み、市道高瑞線に達し、同市道を北へ約 250m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約 189ha)	

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
108	知多西部 (銃)	平 19 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		知多市梅が丘 2 丁目地内の県道大府常滑線と市道知多刈谷線との交点を起点として、同市道を北西へ約 2,000m 進み一般国道 155 号に達し、同国道を北西へ約 600m 進み県道古見停車場線に達し、同県道を北西へ約 470m 進み市道 10464 号線に達し、同市道を南西へ約 1,100m 進み市道 50008 号線に達し、同市道を南西へ約 50m 進み市道 50001 号線に達し、同市道を南西へ約 2,800m 進み一般国道 155 号 (西知多産業道路) との交点に達し、同国道を南へ約 2,600m 進み知多市と常滑市との境界に達し、同境界を西ないし北へ約 1,200m 進み海岸に達し、更に海上を西へ 50m 進み、同所から南 5 区南端を見通す線を北西へ進み南 5 区南端に達し、同所から南 5 区西側護岸を北西ないし北東へ進み同護岸の北端に達し、同所から南浜ふ頭西端を見通す線を北へ進み南浜ふ頭西端に達し、同所から南浜ふ頭西側護岸を北へ進み同護岸の北端に達し、同所から南浜ふ頭北側護岸を南東へ約 75m 進み北浜ふ頭に達し、同所から北浜ふ頭西側護岸を北へ進み同護岸の北端に達し、同所から北浜ふ頭北側護岸を東へ進み一般国道 155 号の新八幡橋との交点に達し、同所から同橋を経て知多市八幡字浦浜新田地内の護岸との交点に達し、同護岸を北東へ進み知多市と東海市との境界に達し、同境界を南東へ約 1,700m 進み市道 10085 号線に達し、同市道を南東へ約 360m 進み市道東海知多線に達し、同市道を南西へ約 110m 進み市道廻間線に達し、同市道を南東へ約 300m 進み市道 20168 号線に達し、同市道を南ないし南西へ約 1,300m 進み県道知多東浦線に達し、同県道を南東へ約 180m 進み市道 20144 号線に達し、同市道を南西ないし南東へ約 650m 進み市道新知馬背口線に達し、同市道を西へ約 180m 進み県道白沢八幡線に達し、同県道を南へ約 720m 進み県道大府常滑線に達し、同県道を南西へ約 780m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 1,820ha)	
109	南知多東部 (銃)	平 18 県告示第 692 号 改正平 28.10.28 県告示第 448 号	平 28.11.1～平 38.10.31
		知多郡南知多町と同郡美浜町との境界と県道豊丘・豊浜線との交点を起点として、境界を北東へ約 500m 進み豊丘海岸護岸堤防に達し、同護岸堤防を南東へ約 2,800m 進み一般国道 247 号に達し、同国道を南西へ約 1,400m 進み町道 5046 号線に達し、同町道を西ないし南西へ約 900m 進み県道大井・豊浜線に達し、同県道を西へ 200m 進み主要地方道半田南知多公園線に達し、同主要地方道を北西へ約 2,000m 進み県道豊丘・豊浜線に達し、同県道を北へ約 2,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 514ha)	
110	岡崎福岡 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		岡崎市福岡町地内の市道福岡屋敷 1 号線と市道福岡東通長 1 号線との交点を起点として、市道福岡屋敷 1 号線を西へ約 250m 進み砂川に達し、更に同市道を西へ約 50m 進み砂川右岸遊水地西農道に達し、同農道の延長線上を北へ約 400m 進み砂川に達し、同所から南東へ約 180m 進み市道福岡堂嶋 1 号線と市道福岡東通長 1 号線との交点に達し、同所から市道福岡東通長 1 号線を南へ約 340m 進み起点に達する線で囲まれた一円の区域 (面積約 9ha)	
111	大野田 (銃)	平 14 県告示第 737 号 改正平 24.10.30 県告示第 641 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		新城市野田地内の市道野田城線と市道石田豊島線との交点を起点として、市道石田豊島線を南西へ約 370m 進み市道深田線に達し、同市道を北西へ約 340m 進み赤線に達し、同赤線を北西へ約 120m 進み市道西浄悦大野田線に達し、同市道を北東へ約 120m 進み市道大野田線に達し、同市道を北西へ約 100m 進み市道権現大野田一号線に達し、同市道を北へ約 300m 進み市道皆津大野田線に達し、同市道を東へ約 700m 進み市道野田城線に達し、同市道を南東へ約 550m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 38ha)	
112	日進東郷 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		日進市及び愛知県東郷町の区域全域。ただし、和合鳥獣保護区の区域を除く。(面積約 5,049ha)	
113	南知多北部 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		知多郡南知多町と同郡美浜町との境界と県道半田・南知多線との交点を起点として、同境界を南へ約 430m 進み町道 1527 号線に達し、同所から西へ約 270m 進み町道 1567 号線に達し、同町道を西へ約 220m 進み町道 1566 号線に達し、同町道を西へ約 700m 進み県道半田・南知多線に達し、同県道を北東へ約 1,320m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 43ha)	
114	牟呂・吉田方 (銃)	平 15 県告示第 706 号 改正平 25.10.29 県告示第 517 号	平 25.11.1～平 35.10.31
		豊橋市高洲町字小島地内の市道小向町・神野新田町 19 号線と市道高洲町・青竹町 56 号線との交点を起点として、市道高洲町・青竹町 56 号線を南へ約 100m 進み市道高洲町・牟呂町 50 号線に達し、同市道を南東へ約 400m 進み市道牟呂町・神野新田町 45 号線に達し、更に同市道を南東へ約 350m 進み市道牟呂町 82 号線に達し、同市道を南西へ約 50m 進み市道牟呂水神町・牟呂大西町 7 号線に達し、同市道を南に約 630m 進み、市道牟呂大西町 16 号線に達し、同市道を南東へ約 70m 進み市道牟呂大西町 17 号線に達し、同市道を西へ約 150m 更に南へ約 200m 進み市道神野新田町・牟呂町 69 号線に達し、同市道を西へ約 40m 進み市道富久縞町・牟呂町 31 号線に達し、同市道を北西へ約 1,680m 進み市道牟呂町・神野新田町 71 号線に達し、同市道を北東へ約 150m 進み、市道小向町・神野新田町 19 号線に達し、同市道を東へ約 730m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 109ha)	
115	東海市 (銃 わな)	平 19.10.5 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		東海市の区域全域 (面積約 4,336ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
116	布土 (銃)	平 16 県告示第 708 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		知多郡美浜町大字布土字大池地内の名古屋鉄道河和線と町道 2170 号との交点を起点として、同町道を南西へ約 20m 進み町道 2175 号線に達し、同町道を南ないし西へ約 200m 進み町道 2177 号線に達し、同町道を南西ないし西へ約 430m 進み認定外道路に達し、同道路を北西ないし南西へ約 210m 進み町道 2157 号線に達し、同町道を北西ないし北へ約 430m 進み町道 2159 号線に達し、同町道を東ないし北東へ約 310m 進み町道 2161 号線に達し、同町道を東へ約 25m 進み町道 2150 号線に達し、同町道を北東に約 80m 進み農道 2088 号線に達し、同農道を南東に約 60m 進み町道 2160 号線に達し、同町道を東ないし南東へ約 680m 進み町道 2167 号線に達し、同町道を南へ約 140m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 54ha)	
117	西尾南部 (銃)	平 16 県告示第 708 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		西尾市小栗町地内の一般国道 247 号と西尾市及び碧南市の境界との交点 (矢作川大橋中央部) 起点として、同国道を南東へ約 250m 進み矢作川左岸に達し、同川左岸を南西へ約 3,600m 進み西尾市港町と市南奥田町との境界 (同市港町北端) に達し、同境界を南東へ 1,400m 進み同市港町東端に達し、同所から南西へ約 900m 進み同市港町南端に達し、同所から北西に約 400m 進み西尾市と碧南市との境界に達し、同境界から北東へ約 4,600m 進み起点に達する線に囲まれた一円の地域 (面積約 239ha)	
118	衣浦港外港 (銃)	平 16 県告示第 708 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		衣浦港外港地区の南東端を起点として、同所から外周護岸を北へ約 400m 進み北東端に達し、同所から西へ約 1,025m 進み北西端に達し、同所から南へ約 537m 進み南西端に達し、同所から東へ約 1,350m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 47ha)	
119	新城保全林 (銃)	平 16 県告示第 708 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		新城市庭野地内の国道 301 号と県道豊橋乗本線との交点を起点として県道豊橋乗本線を北東へ約 1,500m 進み作業道に達し、同作業道を南へ約 450m 進み新城保全林境界に達し、同境界沿いに南東に約 1,500m 進み、標高 356m の風切山山頂に達し、同山頂から沢に向かって南西に約 300m 進み林道玉の木線に達し、同林道を南西に約 1,000m 進み市道広野薬師前線に達し、同市道を西に約 1,200m 進み市道萩平野川大田線に達し、同市道を北西に約 1,000m 進み起点に達する線に囲まれた一円の地域 (面積約 208ha)	
120	川田 (銃)	平 16 県告示第 708 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		一般国道 151 号の川田交差点を起点として、同国道を南西へ約 900m 進み新城市と豊川市との境界に達し、同境界を北西へ約 2,000m 進み同市川田字本宮道と市川田字本宮との小字界に達し、同小字界を北東ないし南東へ約 1,000m 進み市道山田平三田地線に達し、同市道を南東へ約 1,100m 進み一般国道 151 号線に達し、同国道を南東へ約 70m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 109ha)	
121	御津海岸線 (銃)	平 16 県告示第 708 号 改正平 26.10.31 県告示第 542 号	平 26.11.1～平 36.10.31
		豊川市御津町大字赤根地内の一般国道 23 号と紫川との交点 (紫橋) を起点として、同国道を東ないし南東へ約 2,500m 進み音羽川左岸との交点 (永久橋) に達し、同川左岸を南西へ約 300m 進み同川に架かる富士見橋に達し、同橋を進み東三河臨界用地御津 2 区の海岸線に達し、同海岸線に沿って南西へ約 1,200m 進み同区南西角に達し、同所からラグーナ蒲郡の堤防南東角を見通す線を北西へ 1,600m 進み同堤防南東角に達し、同所から、紫川河口を見通す線を北東へ約 800m 進み同川河口に達し、同川を北へ約 50m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。(面積約 290ha)	
122	清須市 (銃)	平 17 県告示第 743 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		清須市の区域全域 (面積約 1,733ha)	
123	田原市 神戸町 (銃)	平 17 県告示第 743 号 改正平 27.10.30 県告示第 466 号	平 27.11.1～平 37.10.31
		田原市加治町惣作地内の一般国道 259 号の汐川橋東端を起点として、同国道を東へ約 800m 進み県道六連三河田原停車場線に達し、同県道を南へ約 800m 進み県道大草豊島線に達し、同県道を西へ約 750m 進み市道寺東中新造線に達し、同市道を南へ約 450m 進み市道岡山田線に達し、同市道を西へ約 300m 進み市道カ子イバ池下線に達し、同市道を北へ約 200m 進み青津川に架かる歩道橋西端に達し、同橋を渡り同川右岸に達し、同川右岸を北西へ約 1,150m 進み同川と汐川との合流点に達し、汐川左岸沿いを北へ約 300m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 89ha)	
124	阿久比町 (銃)	平 19.10.5 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		知多郡阿久比町と同郡東浦町と知多市との境界点を起点として、同郡阿久比町と同郡東浦町との境界を南東へ約 4,600m 進み同郡阿久比町と同郡東浦町と半田市との境界線に達し、同郡阿久比町と半田市との境界を南ないし西へ約 8,600m 進み県道名古屋半田線 (知多半島道路) に達し、同県道を北へ約 130m 進み町道 113 号線に達し、同町道を西へ約 440m 進み町道 5222 号線に達し、同町道を西へ約 230m 進み町道 5126 号線に達し、同町道を北西へ約 870m 進み農道 4048 号線に達し、同農道を北西へ約 100m 進み町道 5260 号線に達し、同町道を西へ約 5m 進み町道 5261 号線に達し、同町道を北西へ約 600m 進み同郡阿久比町と常滑市との境界に達し、同境界を北へ約 2,100m 進み常滑市矢田地内の幹線農道 3 号との交点に達し、同農道を南西へ約 1,200m 進み幹線農道 1 号に達し、同農道を北へ約 550m 進み知多市大興寺地内の農道 99035 号線に達し、同農道を北へ約 280m 進み県道草木金沢線に達し、同県道を東へ約 80m 進み同郡阿久比町と知多市との境界に達し、同境界を北ないし東へ約 7,400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 2,308ha)	

位置番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
125	中部国際空港島 (銃)	平 19.10.5 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		中部国際空港島及びその沖合い 300m の海域 (面積約 955ha)	
126	大府市 (銃)	平 19.10.5 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		大府市の区域全域 (面積約 3,366ha)	
127	東浦町 (銃)	平 19 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		刈谷市と大府市と知多郡東浦町との境界を起点として、刈谷市と同町との境界を南へ約 3,000m 進み明徳寺川の河口に達し、同川左岸堤防を西へ約 800m 進み東海旅客鉄道武豊線に達し、同鉄道を南へ約 1,400m 進み農道石浜 82 号線に達し、同農道を東へ約 450m 進み一般国道 366 号に達し、同国道を南へ約 2,100m 進み町道藤江 211 号に達し、同町道を東へ約 200m 進み町道生路 19 号に達し、同町道を東へ約 150m 更に南へ約 200m 更に東へ約 100m 進み衣浦港海岸 (干潮時の汀線) に達し、同海岸を南へ約 1,100m 進み半田市と同町との境界に達し、同境界を西へ約 3,000m 進み同郡阿久比町と同郡東浦町との境界に達し、同境界を北西へ約 3,400m 進み知多市と同郡東浦町との境界に達し、同境界を北へ約 1,000m 進み東海市と同町との境界に達し、同境界を北東へ約 1,000m 進み大府市と同町との境界に達し、同境界を北東ないし東へ約 6,400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 2,855ha)	
128	宮崎地区 (銃)	平 19.10.5 県告示第 612 号 改正平 29.10.31	平 29.11.1～平 39.10.31
		岡崎市宮崎地内の庄野川 (淀野橋) と県道岡崎清岳線との交点を起点として、同川右岸を南へ約 50m 進み男川に達し、同川左岸を東へ約 130m 進み前山沢に達し、同沢左岸を南へ約 190m 進み林道中部線に達し、同林道を北西へ約 90m 進み市道石原中金 1 号線に達し、同市道を南西へ約 590m 進み県道千万町豊川線に達し、同県道を南西へ約 660m 進み更に同所から同市中金町地内の作業道を見通す線を南西へ約 300m 進み作業道に達し、同作業道を北西へ約 370m 進み林道長沢連支線に達し、同林道を南西へ約 290m 進み市道長沢連線に達し、同市道を南西へ約 210m 進み林道長沢連線に達し、同林道を南へ約 70m 進み長沢連沢に達し、同沢に沿って約 230m 進み男川に達し、同所から対岸の県道岡崎清岳線を見通す線を西へ約 30m 進み県道岡崎清岳線に達し、同県道を北東へ約 670m 進み市道明見郷中線に達し、同市道を北へ約 110m 進み市道明見田代線に達し、同市道を北東へ約 420m 進み市道明見郷中線との交点に達し、同市道を北東へ約 300m 進み県道岡崎清岳線に達し、同県道を北東へ約 1,350m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 56ha)	
129	常滑東部 (銃)	平 20 県告示第 600 号 改正平 24.10.30 県告示第 643 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		常滑市宇新池地内の市道 2424 号線と愛知用水との交点を起点として、同市道を東へ約 250m 進み農道に達し、同農道を東へ約 1,000m 進み常滑市と半田市との境界に達し、同境界を南へ約 850m 進み常滑市と半田市と知多郡武豊町の境界に達し、同境界から常滑市と同郡武豊町の境界を南へ約 1,150m 進み市道樽水武豊線に達し、同市道を西へ約 700m 進み農道に達し、同農道を北西へ約 900m 進み愛知用水に達し、同用水を北へ約 800m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 115ha)	
130	田原西部 (くくりわな)	平 20.10.31 県告示第 600 号	平 20.11.1～平 30.10.31
		田原市赤羽根町地内の国道 42 号と一般県道赤羽根泉港線との交点を起点として、同国道を西へ約 7,900m 進み同市和地町地内 (和地の信号) の一般県道和田福江港線に達し、同県道を北へ 4,500m 進み同市福江町地内 (高田の信号) の国道 259 号に達し、同国道を東へ約 3,900m 進み同市石神町地内 (石神の信号) の一般県道高松石神線に達し、同県道を南東へ約 5,300m 進み同市赤羽根町地内 (渥美農場東の信号) の一般県道赤羽根泉港線に達し、同県道を南へ約 2,400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の地域 (面積約 3,300ha)	
131	淡洲 (銃)	平 22.10.29 県告示第 628 号	平 22.11.1～平 32.10.31
		岡崎市淡洲町地内の市道牧平淡洲線と県道岡崎清岳線との交点を起点として、同県道を東ないし北東へ 1,500m 進み岡崎市淡洲町と岡崎市明見町との境界に達し、同境界を南ないし南東に約 700m 進み岡崎市淡洲町と岡崎市滝尻町との境界に達し、同境界を南西に約 1,600m 進み滝下橋に達し、同橋を渡り起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 55ha)	
132	永野 (銃)	平 23.10.28 県告示第 616 号	平 23.11.1～平 33.10.31
		額田郡幸田町大字永野の区域全域。ただし、東海旅客鉄道東海道新幹線より西側の区域を除く。東海旅客鉄道東海道新幹線のトンネル部分については町道永野山畑野場深田 1 号線より西側の区域を除く。(面積約 55ha)	
133	豊田・岡崎地区研究開発施設用地 (銃)	平 24.10.30 県告示第 640 号	平 24.11.1～平 34.10.31
		岡崎市と豊田市との境界と県道東大見岡崎線との交点を起点として、同県道を北東へ約 400m 進み豊田市道下山向田供線に達し、同市道を北西へ約 720m 進み岡崎市と豊田市との境界に達し、同境界を北西へ約 400m 更に北ないし西へ約 500m 進み豊田市下山田代町井口 20 番 1 と同 24 番との境界に達し、同境界を北へ約 75m 進み同市下山田代町井口 20 番 1 と同 69 番との境界に達し、同境界を北東へ約 120m 進み同市下山田代町井口 48 番に接する農道に達し、同農道を北西ないし北へ約 350m 進み市道下山川通青沢線に達し、同市道を南東へ約 80m 進み郡界川 (日影橋) に達し、同川左岸を東へ約 6,660m 進み一般国道 301 号 (安田橋) に達し、同国道を南へ約 1,200m 進み県道蘭鍛埜線に達し、同県道を西へ約 1,000m 進み岡崎市と豊田市との境界に達し、同境界を西へ約 5,700m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域 (面積約 670ha)	

特定猟具使用禁止区域

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
134	大久保 (銃)	平 29.10.31	平 29.11.1～平成 39.10.31
		田原市大久保町地内の大久保南交差点を起点として、県道田原高松線を南へ約800m進み市道大草大久保線に達し、同市道を西ないし北へ約1,300m進み一般国道259号との交点に達し、同国道を東へ約1,200m進み起点に達する線に囲まれた一円の区域（面積約60ha）	

■ 指定猟法禁止区域 * 位置図の青枠で囲まれた区域

(1 か所 7,275ha)

位置 番号	名称	告示	存続期間
		区域及び面積	
1	矢作川 河口部 (鉛散弾を使用 する猟法を 禁止する区域)	平 18.10.17 県告示第 691 号	平 18.11.1~
<p>碧南市港本町地内の県道碧南半田常滑線と一般国道247号との交点を起点として,同国道を南東へ約11,800m進み矢作古川右岸に達し,同川右岸を南へ約1,800m進み同川河口南西角に達し,更に同地点と区画漁業権区第214号の北東角とを見通す線を約400m進み区画漁業権区第214号の北東角に達し,区画漁業権区第214号・区第215号の東端に沿って南へ約2,500m進み区画漁業権区第215号の東南角に達し,区画漁業権区第215号・区第213号の南端に沿って西へ約5,500m進み区画漁業権区第213号の南西角に達し,同地点と区画漁業権区第212号の南角とを見通す線を北西へ約1,500m進み区画漁業権区第212号の南角に達し,更に区画漁業権区第212号・区第203号・区第202号・区第207号・区第209号の南西端に沿って北西へ約3,000m進み区画漁業権区第209号の西角に達し,更に同地点と衣浦港外港地区東防波堤西灯台とを見通す線を北へ約4,000m進み衣浦港外港地区東防波堤西灯台に達し,同灯台と衣浦港第2号灯浮標とを見通す線を北へ約1,600m進み衣浦港第2号灯浮標に達し,同浮標と衣浦港第6号灯浮標とを見通す線を北北東へ約1,900m進み衣浦港第6号灯浮標に達し,更に衣浦臨海公園内展望台とを見通す線を北東へ約3,000m進み県道碧南半田常滑線(衣浦海底トンネル)に達し,同地点から県道碧南半田常滑線を東南東へ約700m進み起点に達する線に囲まれた一円の区域(面積約7,275ha)</p>			

【 狩猟者のみなさまへ 】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法等を参照し、法令遵守に努めましょう。

事故や違反をおこさないようモラルを守って正しく、楽しい狩猟をしましょう。

【 お問い合わせ先 】

所属	所在地	電話番号
愛知県環境部自然環境課 野生生物・鳥獣グループ	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6230
東三河総局県民環境部環境保全課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111 (代)
新城設楽振興事務所環境保全課	新城市字石名号 20-1	0536-23-2111 (代)
尾張県民事務所環境保全課	名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211 (代)
海部県民センター環境保全課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111 (代)
知多県民センター環境保全課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代)
西三河県民事務所環境保全課	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211 (代)
豊田加茂環境保全課	豊田市元城町 4-45	0565-32-7494

平成 29 年度愛知県鳥獣保護区等位置図説明書

平成 29 年 10 月

愛知県環境部自然環境課

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6230